

**麻績村障がい者計画・
第7期障がい福祉計画・
第3期障がい児福祉計画
(素案)**

**令和 6 年 3 月
麻績村**

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけなど	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	4
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	5
1. 人口構造の推移	5
2. 障がい者（児）の状況	7
3. アンケート調査結果	11
第3章 計画の基本的な考え方	24
1. 基本理念	24
2. 基本目標	25
第4章 障がい者計画	27
1. 障がいのある人に対する理解の促進	28
2. 障がいのある人の自立生活への支援	31
3. 障がいのある人の保健・医療の充実	37
4. 障がいのある児童の教育・療育の充実	42
5. 障がいのある人の雇用・就労への支援	44
6. 障がいのある人が安心して暮らせる地域づくり	46
7. 障がいのある人の権利擁護・成年後見制度の利用促進	49
第5章 障がい福祉計画	52
1. 計画の概要	52
2. 令和8年度の成果目標	56
3. サービスごとの利用実績・見込み量と確保策	58
4. 地域生活支援事業	63
第6章 障がい児福祉計画	69
1. 計画の概要	69
2. 令和8年度の成果目標	70
3. サービスごとの利用実績・見込み量と確保策	71
第7章 計画の推進体制	73
1. 計画の推移体制	73
2. 進行管理	74
参考資料	75
1. 策定の経緯（掲載予定）	75
2. 計画策定委員名簿（掲載予定）	75

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

「障がい者計画」とは、障がいや障がいのある人・児童に関わる取り組みを総合的に進めていくため、基本的な方針を定める計画です。一方、「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」とは、障がいのある人・児童やその家族に向けた障がい福祉サービスの見込み等の数値目標を示す、障がい者計画の福祉分野における実施的計画の位置づけとなっています。

本村では、平成30年3月に「麻績村障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定してから時代の変化や障がい者(児)のニーズに的確に対応するための見直しを重ねながら、障がい者の日常生活の支援や社会参加の促進、権利擁護の推進など様々な施策を実施してきました。

この間、国においても障がい者に関する制度は大きく進展し、平成18年に身体障害、知的障害、精神障害の3障害の福祉サービスの内容を一元化する障害者自立支援法が施行され、以降、障害者基本法の改正や障害者総合支援法が施行されるとともに、平成26年には、国連総会で採択された障害者権利条約を批准し、平成28年には障害者差別解消法が施行されています。

また、障害者総合支援法は、平成28年の改正において地域生活や就労に関する支援の充実や障がい児支援のニーズへの対応などの取組が盛り込まれ、令和4年の改正では、障がい者(児)や難病患者等が安心して暮らし続けることができる共生社会の構築により取り組んでいくことが示されました。

本村においても、令和5年度にそれまでの松本障害保健福祉圏域の8市村で構成していた自立支援協議会の解散後、新たに筑北村、生坂村と本村で筑北三村自立支援協議会を発足し、より身近な地域で互いに連携し合い、障がい福祉の推進や環境整備についての情報共有やサービスの在り方等について協議を開始したところですが、障がい者(児)やその家族等が希望する地域生活の継続・実現には、今以上の必要なサービス量の確保と適切な支援の更なる実施等が必要であることが明らかになってきました。

本村では、こうした背景を基に、近年の国の法整備や制度、当事者のニーズに即した障害福祉施策を推進することを目的に本計画を策定することとします。

2. 計画の位置づけなど

(1) 計画の策定根拠

障がい者計画は障害者基本法第 11 条第 3 項、障がい福祉計画は障害者総合支援法第 88 条、障がい児福祉計画は障害者総合支援法及び児童福祉法第 33 条の 20 をそれぞれ法的な根拠として策定します。

■障害者総合支援法（一部表示）における計画の位置づけ

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第 2 号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第 2 号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

■児童福祉法（一部表示）における計画の位置づけ

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

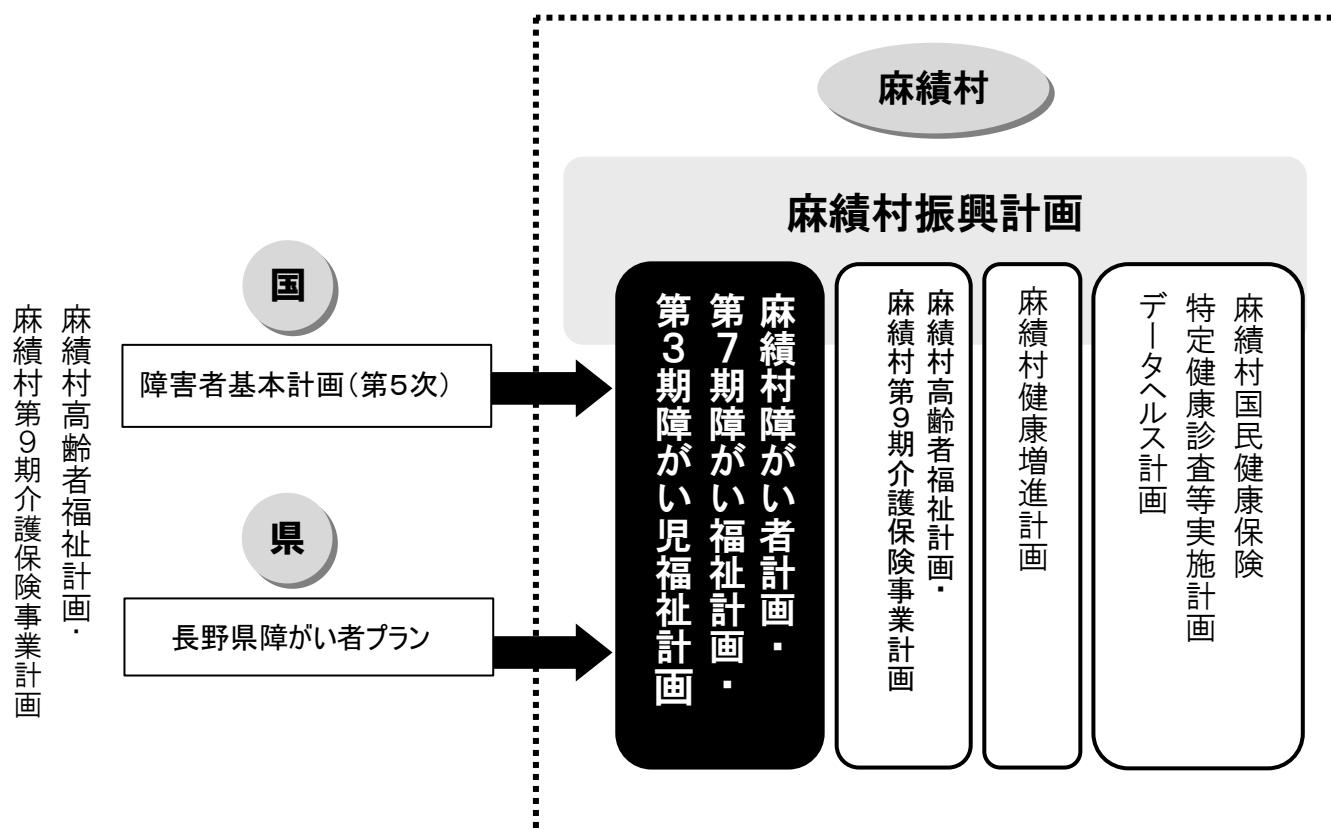
- 一 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

（２）他の計画との関連

本計画は、「麻績村振興計画」を上位計画とし、福祉分野を中心とした関連計画との整合性を図りながら策定を行います。

また、令和４年度に策定された国の「障害者基本計画（第５次）」及び長野県の「長野県障がい者プラン」等の内容も一部踏まえて策定します。

■計画の関連イメージ



３．計画の期間

障がい者計画の計画期間は令和６年度から令和１１年度までの６年間、第７期障がい福祉計画および第３期障がい児福祉計画の計画期間は、令和６年度から令和８年度までの３年間とします。なお、国の法律の動向や社会情勢の変化等、必要に応じて計画期間中であっても計画の見直しを行います。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障がい者計画	→					
障がい福祉計画		第7期	→	第8期	→	
障がい児福祉計画		第3期	→	第4期	→	

4. 計画の策定体制

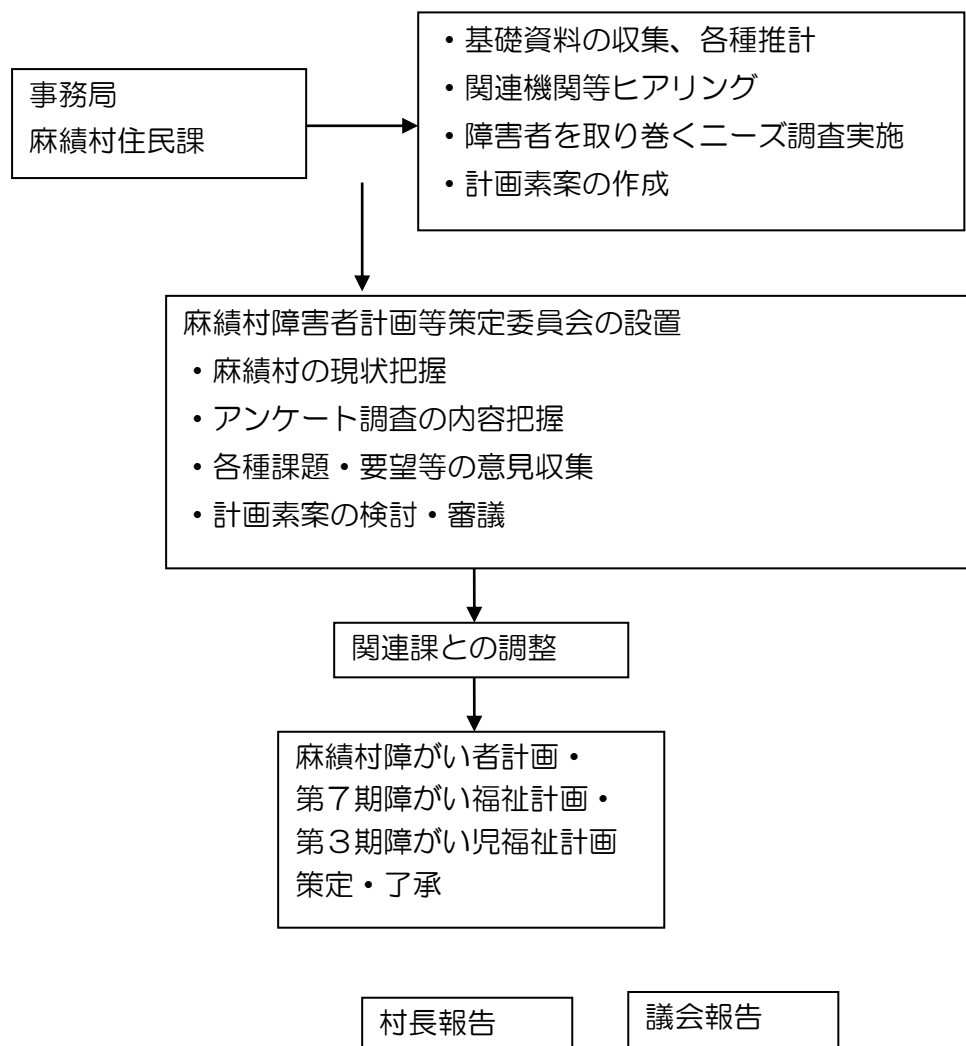
（１）策定委員会の開催

本計画の策定にあたっては、行政機関内部だけでなく学識経験者や保健医療・福祉関係者、村民団体関係者等による「麻績村障害者計画等策定委員会」を設置し、計画の審議、検討を行いました。

（２）障がい者を取り巻くニーズの把握

本計画の策定にあたって、障がい者の日常の生活状況・生活実態及び、様々な生活環境に対する要望、ニーズを把握し、住民参加を図るためにアンケート調査を実施しました。

<計画策定体制のフローチャート>



第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1. 人口構造の推移

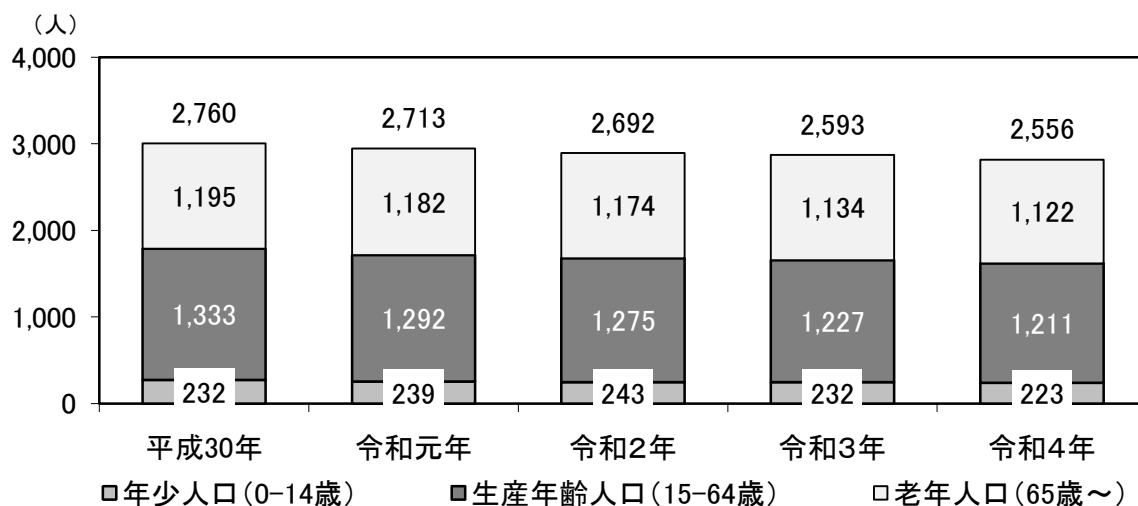
本村の総人口及び年齢3区分人口は減少傾向にあり、平成30年から令和4年にかけての増減率は、総人口で6.3%下降しています。

図表 総人口及び年齢3区分人口の推移

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	R4/H30の増減率
年少人口 (0-14歳)	232	239	243	232	223	96.1%
生産年齢人口 (15-64歳)	1,333	1,292	1,275	1,227	1,211	90.8%
老年人口 (65歳～)	1,195	1,182	1,174	1,134	1,122	93.9%
総人口	2,760	2,713	2,692	2,593	2,556	92.6%

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）



障害者手帳等所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数では減少傾向がみられ、平成30年から令和4年にかけての増減率は3.5%下降しています。

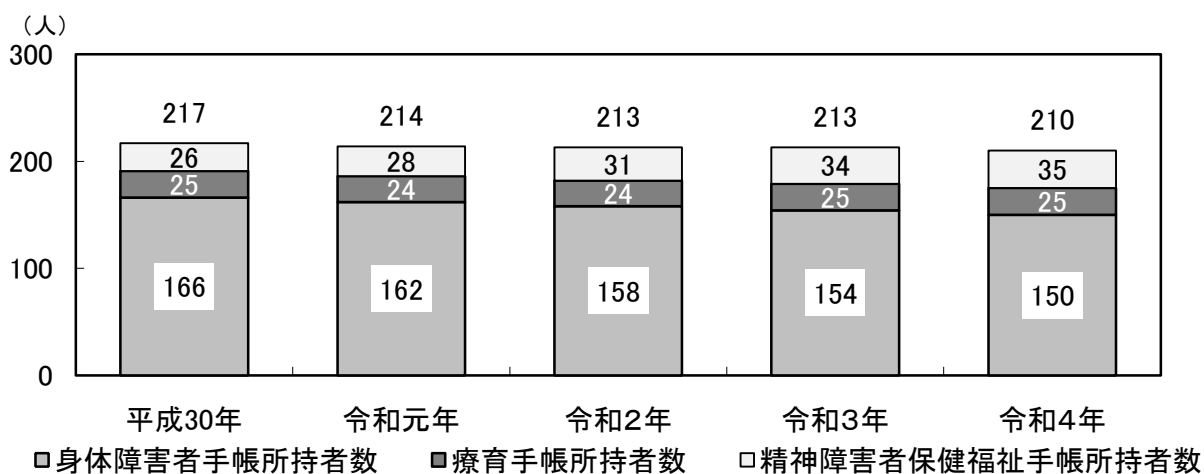
また、療育手帳所持者数は横ばいの傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

図表 障害者手帳等所持者数の推移

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	R4/H30の増減率
総人口	2,760	2,713	2,692	2,593	2,556	96.1%
身体障害者手帳所持者数	166	162	158	154	150	90.4%
療育手帳所持者数	25	24	24	25	25	100%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	26	28	31	34	35	134.6%
手帳所持者計	217	214	213	213	210	96.8%

資料：総人口は住民基本台帳（各年10月1日現在）、手帳所持者数は庁内資料（各年4月1日現在）



2. 障がい者（児）の状況

（１）身体障害者手帳所持者の状況

令和5年4月現在における、身体障害者手帳所持者数を種類別・等級別にみると、種類別では肢体不自由や内部障がいが多く、また、内部障がいでは1級、肢体不自由では2～4級の手帳所持者が多くなっています。

図表 種類別・等級別身体障がい者手帳所持者数

単位：人

区分	総数	視覚障がい	聴覚平衡機能障がい	音声言語咀嚼機能障がい	肢体不自由	内部障がい
1級	41	1	0	0	7	33
2級	16	1	3	0	12	0
3級	30	0	1	3	17	9
4級	28	1	1	1	17	8
5級	4	0	0		4	
6級	2	0	2		0	
計	121	3	7	4	57	50

資料：庁内資料（令和5年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者数を種類別にみると、音声言語咀嚼機能障がい、内部障がいは横ばいですが、そのほかの障がいが増加しています。

図表 種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	R4/H30の増減率
視覚障がい	10	9	7	5	3	30%
聴覚平衡機能障がい	14	13	11	9	7	50%
音声言語咀嚼機能障がい	4	4	4	4	4	100.0%
肢体不自由	84	76	68	69	57	67.8%
内部障がい	50	43	48	52	50	100.0%

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

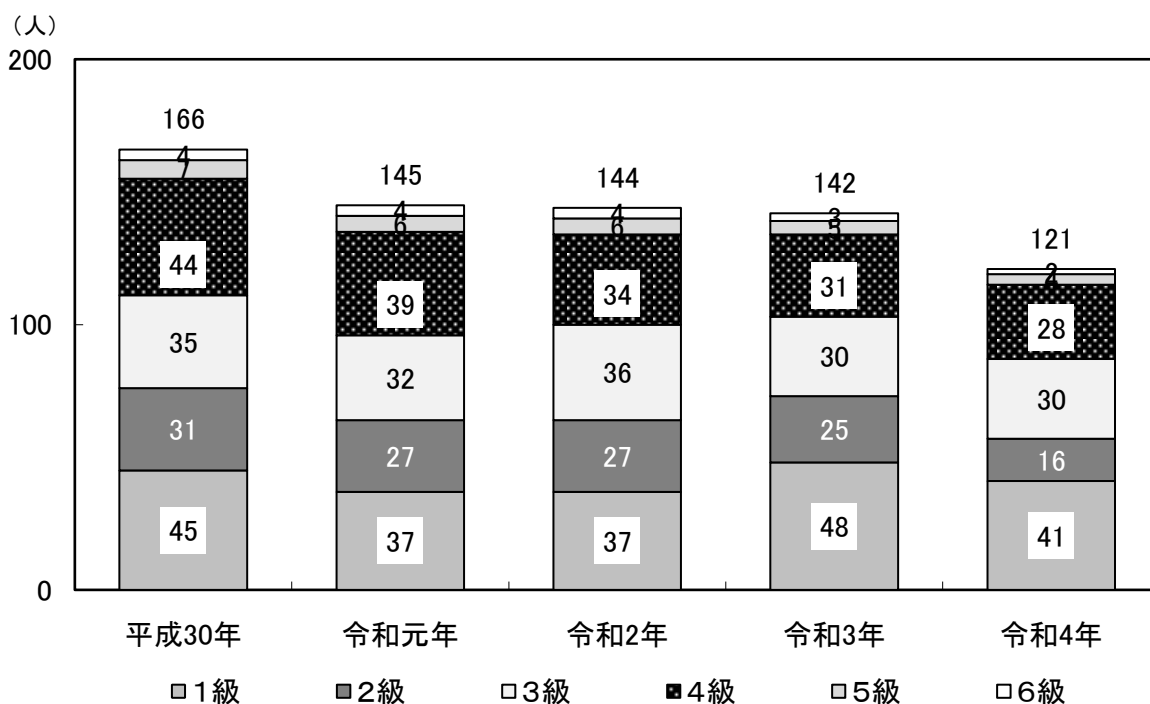
身体障害者手帳所持者数の推移を等級別にみると、全ての等級で減少となっています。

図表 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	R4/H30 の増 減率
1 級	45	37	37	48	41	91.1 %
2 級	31	27	27	25	16	51.6%
3 級	35	32	36	30	30	85.7%
4 級	44	39	34	31	28	63.6%
5 級	7	6	6	5	4	57.1%
6 級	4	4	4	3	2	50%
計	166	145	144	142	121	72.9%

資料：庁内資料（各年 4 月 1 日現在）



（２）療育手帳所持者の状況

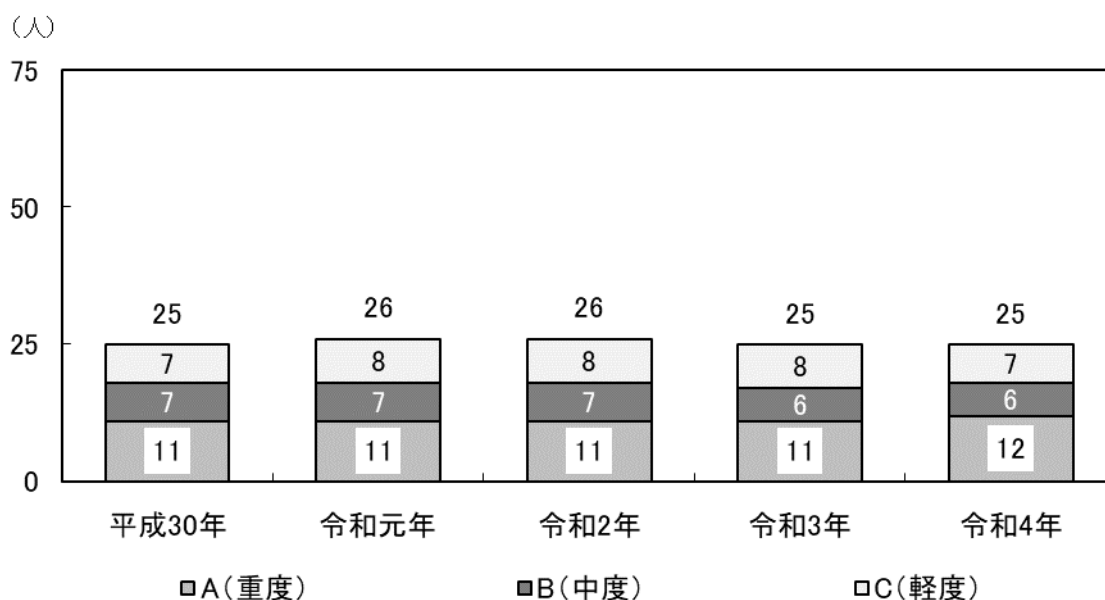
療育手帳所持者数の推移を等級別にみると、全ての等級でほとんど横ばいで推移しています。

図表 等級別療育手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	R4/H30 の増 減率
重度（A1）	11	11	11	11	12	109%
中度（A2, B1）	7	7	7	6	6	85.7%
軽度（B2）	7	8	8	8	7	100%
計	25	26	26	25	25	100%

資料：庁内資料（各年４月１日現在）



(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

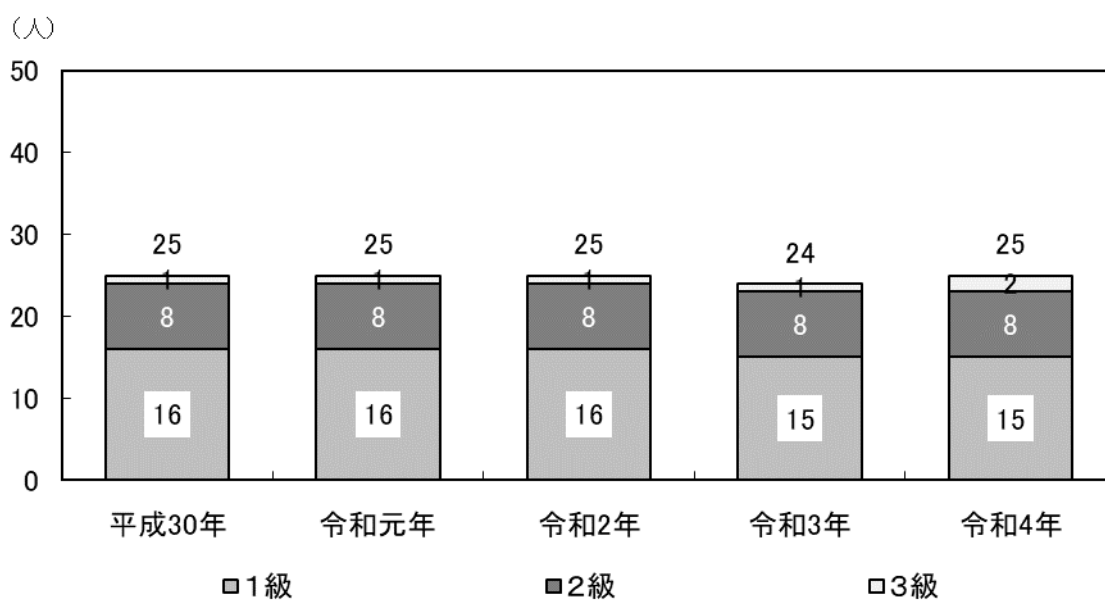
精神障害保健福祉手帳所持者数の推移を等級別にみると、全ての等級で横ばいに推移しています。

図表 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	R4/H30 の増 減率
1 級	16	16	16	15	15	93.8%
2 級	8	8	8	8	8	100.0%
3 級	1	1	1	1	2	200.0%
計	25	25	25	24	25	100%

資料：庁内資料（各年 4 月 1 日現在）



3. アンケート調査の実施

I. アンケート調査の目的

この調査は、本計画を策定するにあたり、障がいのある人の実情やニーズ、さらには障がい者施策へのご意見を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

II. アンケート調査の対象

	障害のある人対象調査
調査対象者	○身体障害者手帳所持者 ○療育手帳所持者 ○精神障害者保健福祉手帳所持者 ○小・中学校特別支援学級児童・生徒 ○特別児童扶養手当受給者 ○障害(児)福祉サービス利用者
配布数	110 通
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収率	54.5%(60 通)
調査期間	令和 5 年 12 月 8 日～令和 6 年 1 月 10 日

- ◆ 回答結果数値の四捨五入や複数回答設問の回答などにより、合計が 100.0%にならないことがあります。
- ◆ グラフのN数は、有効標本数(集計対象者総数)を表しています。

Ⅲ. アンケート調査の結果（抜粋）

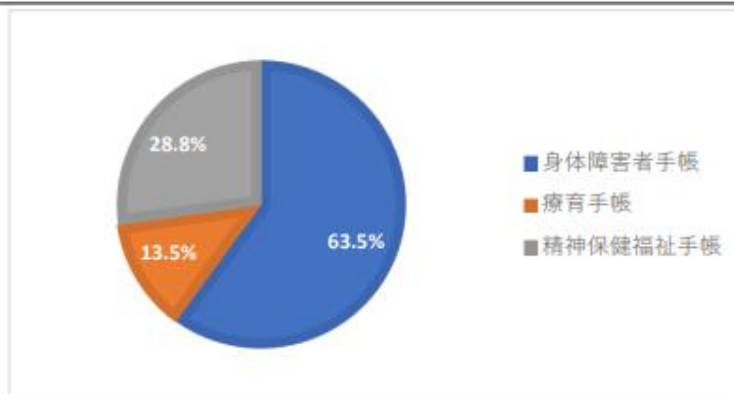
回答者の属性について

アンケートに答えた障がいのある人は、身体障害者手帳所持者が最も多く、内 75%が 65 歳以上でした。次いで精神障害者手帳所持者で、内 61.5%が 40 歳以上でした。療育手帳所持者は 75%が 40 歳以上でした。

●手帳所持者

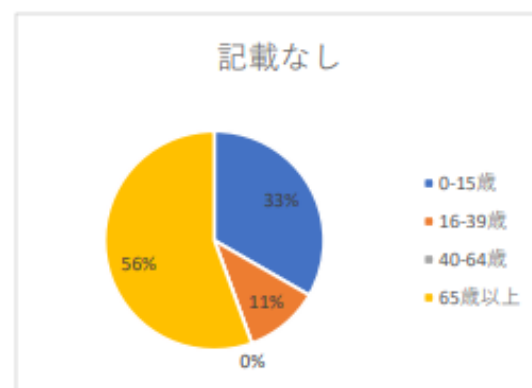
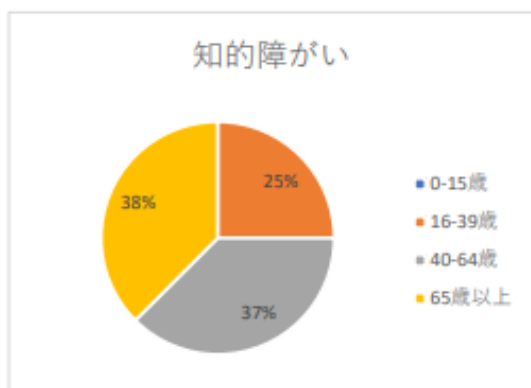
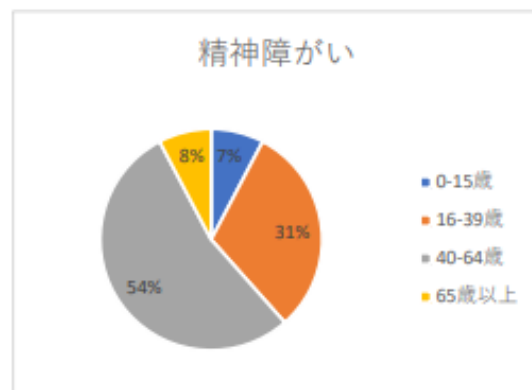
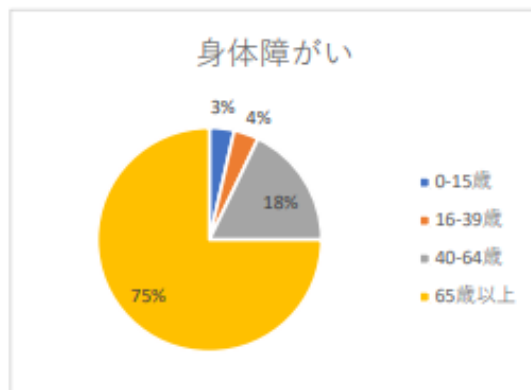
N=50

手帳の種類は、身体障害者手帳が63.5%、療育手帳が13.5%、精神保健福祉手帳が28.8%となっています。



●手帳所持者と年齢

N=58



住まいや暮らしについて

回答者の96.4%が現在自宅で生活しており、今後も50.8%の人が自宅での生活を希望しています。

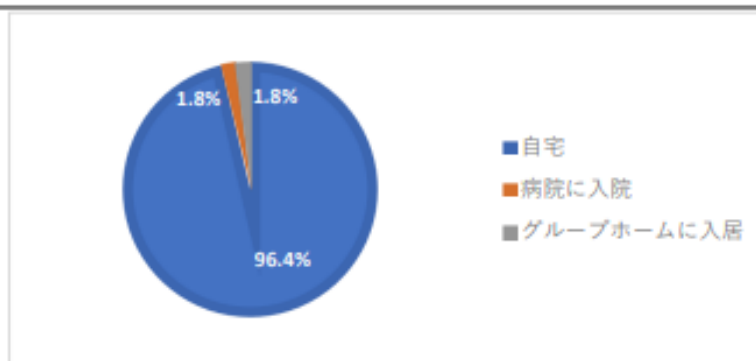
精神障がい者の介助者の平均年齢は 72.3 歳、身体障がい者の介助者の平均年齢は 64.7 歳、知的障がい者の介助者の平均年齢は 64 歳であり、介助者の高齢化が顕著に進んでいます。

自宅で生活続けるために「経済的支援」や「居宅サービスの使いやすさ」などが必要との回答が多くみられました。

●あなたは現在、どこに暮らしていますか

N=55

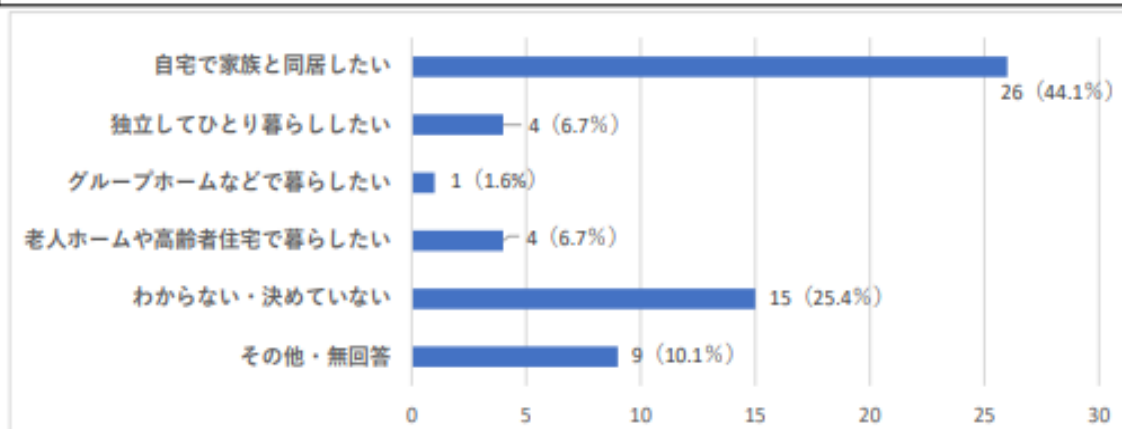
96.4%の回答者が自宅に居住しています。「施設に入所」「その他」の回答数はゼロでした。



●将来はどのような暮らし方をしたいですか

N=59

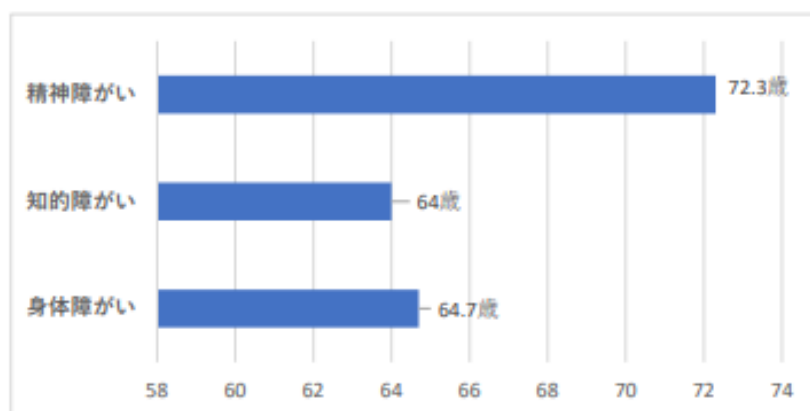
「自宅で家族と同居したい」(44.1%)、「わからない、決めていない」(25.4%)と続きます。その他の回答としては「家族が負担になるので老人ホームに入りたいが利用料を考えると入れない」「早く死ねたら楽」等の回答が見られました。



●介助者の年齢（クロス集計：障がい種別×介助者の年齢）

N=53

「精神障がい」の介助者の平均年齢が72.3歳、「身体障がい」（64.7歳）「知的障がい」（64歳）と続きます。介助者の高齢化が進んでいる現状が伺えます。

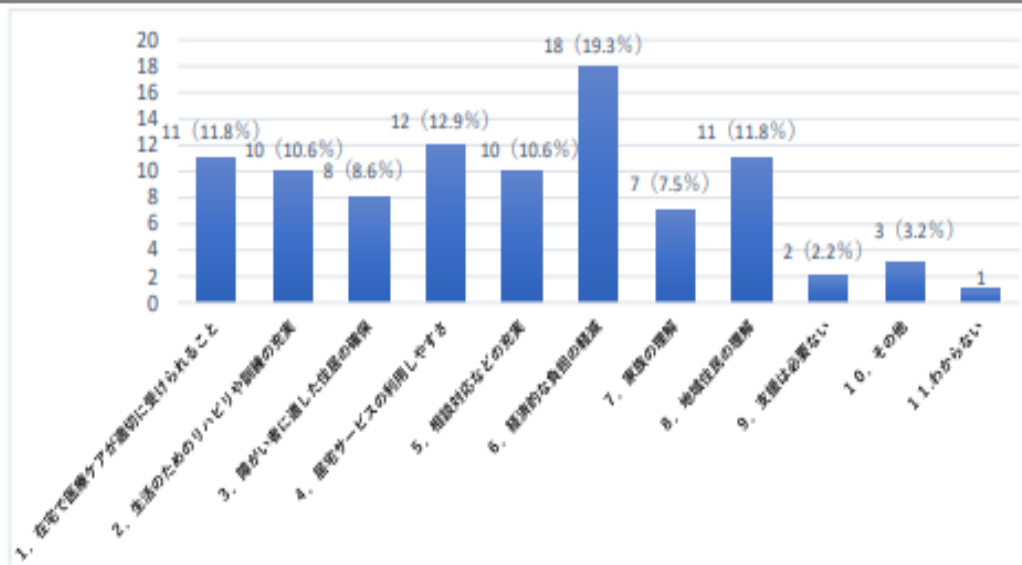


●在宅でなるべく自立して暮らすため、

どのような支援やサービスがあれば良いと思いますか（複数回答可）

N=31

「経済的な負担の軽減」（19.3%）、次いで「居宅サービスの使いやすさ」（12.9%）と続きます。その他の回答として「サービスのオンライン化」、「成年後見人」がありました。



日中活動や仕事について

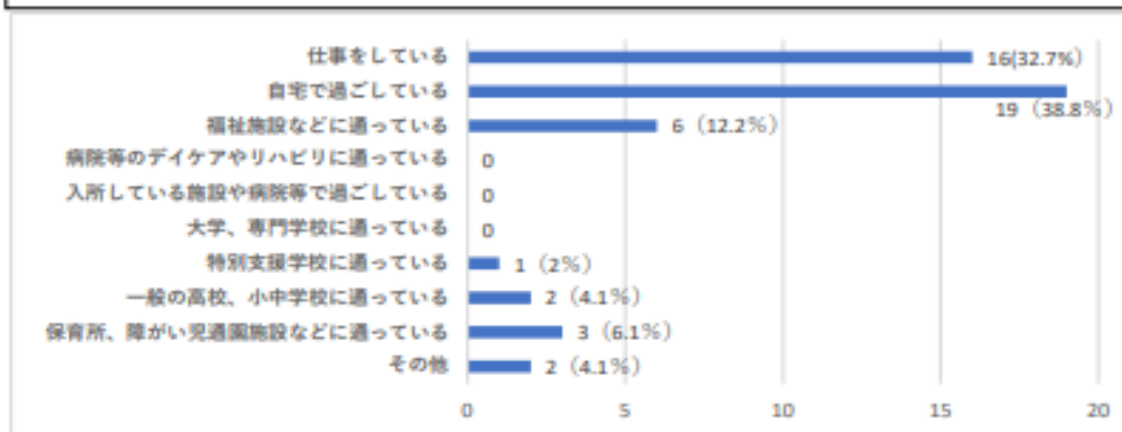
自営業や福祉就労を含めて「仕事をしている」人の割合は 32.7%であり、令和 3 年の調査の 26.5%を上回る数値となりました。多くの障がい者が仕事をしていることが伺えます。半面「自宅で過ごしている」方も 38.8%おり、令和 3 年の調査の 40%からは 1.2 ポイント減少したものの、引き続き、社会とのかかわりを持ちながら暮らすことができる仕組みが必要であることが伺えます。

外出頻度は「ほとんど毎日」、「週に数日」の人が合わせて 69.8%ですが、家族の運転により外出する人の割合が 43.6%であり、外出が介助者頼みである現状が伺えます。

●あなたは、主に日中（平日）どのように過ごしていますか

N=49

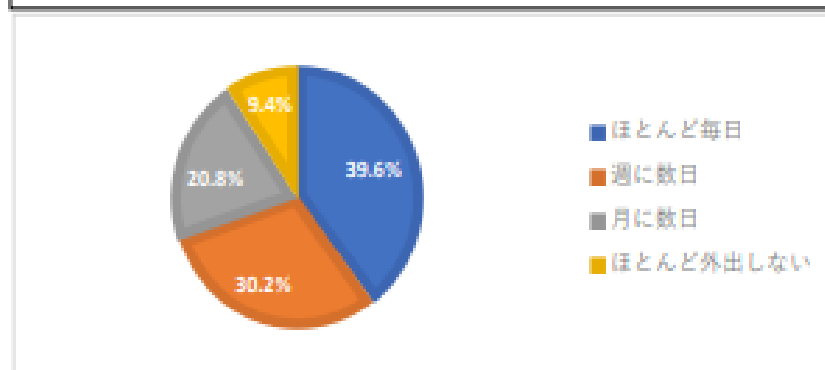
「自宅で過ごしている」（38.8%）、「仕事をしている」（32.7%）と続きます。



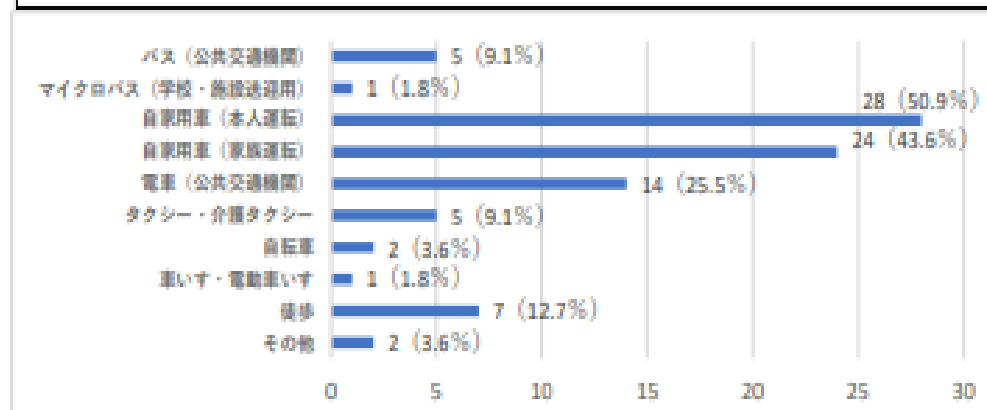
●週に何回ぐらい外出しますか

N=53

「ほとんど毎日」（39.6%）、「週に数日」（30.2%）と続きます。



「自家用車（本人運転）」（50.9%）、「自家用車（家族運転）」（43.6%）と続きます。その他回答としてバイク（3.6%）がありました。



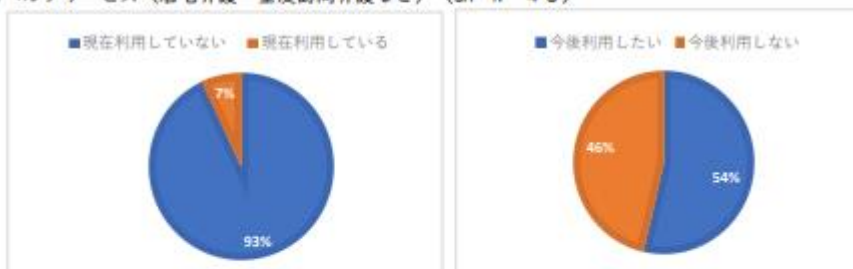
福祉サービスの利用について

現在福祉サービスを使っていないが将来的に使いたいという回答がすべてのサービスにあり、前回調査に引き続きサービスの充実やわかりやすい広報が必要と考えます。

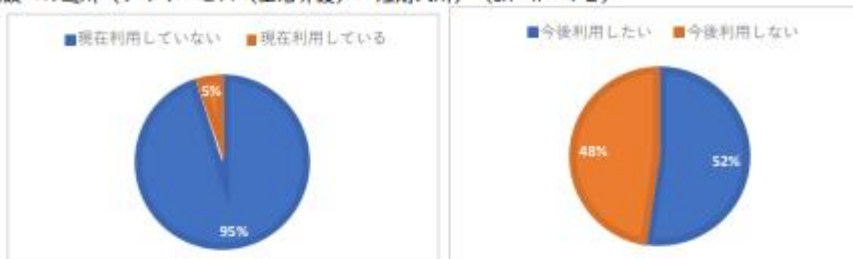
●あなたは、次の福祉サービスを利用していますか。

また、今後利用したいと思いますか（複数回答可）

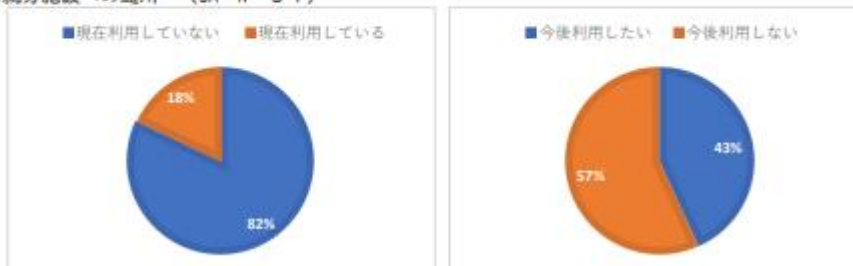
①ホームヘルプサービス（居宅介護・重度訪問介護など）（SA N=43）



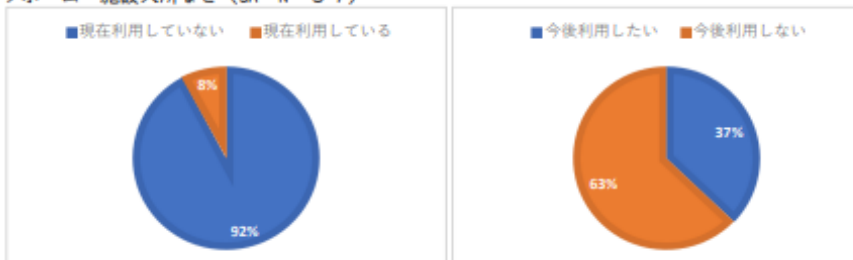
②福祉施設への通所（デイサービス（生活介護）・短期入所）（SA N=42）



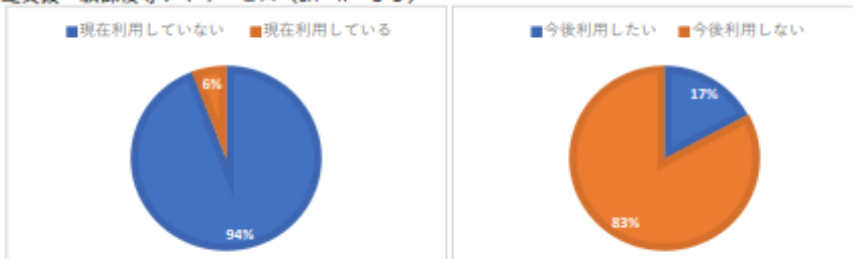
③福祉系就労施設への通所（SA N=39）



④グループホーム・施設入所など（SA N=39）



⑤児童発達支援・放課後等デイサービス（SA N=35）



相談相手などについて

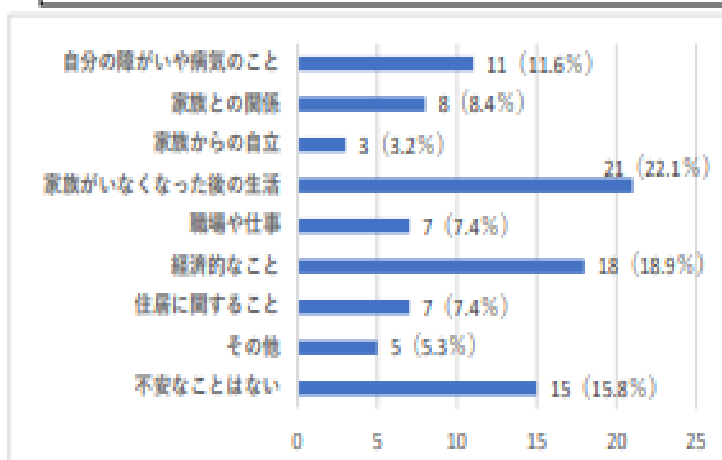
「現在の生活で不安なこと」の問いでは、「家族がいなくなった後の生活」への不安を約 4 割の人が感じており、「経済的なこと」に関する不安も約 3 割の人が感じています。

相談先としては「家族や友人」の割合が 6 割以上と最も多く、次いで「病院」「計画相談員・ケアマネージャー」となっています。「相談先はない」との答えも 11.5%あったことから相談窓口等の広報を引き続き行い、孤独を防ぐ仕組みが必要です。

●現在の生活で不安なこと（複数回答可）

N=55

「家族がいなくなった後の生活」（22.1%）、「経済的なこと」（18.9%）と続きます。



【その他の回答】

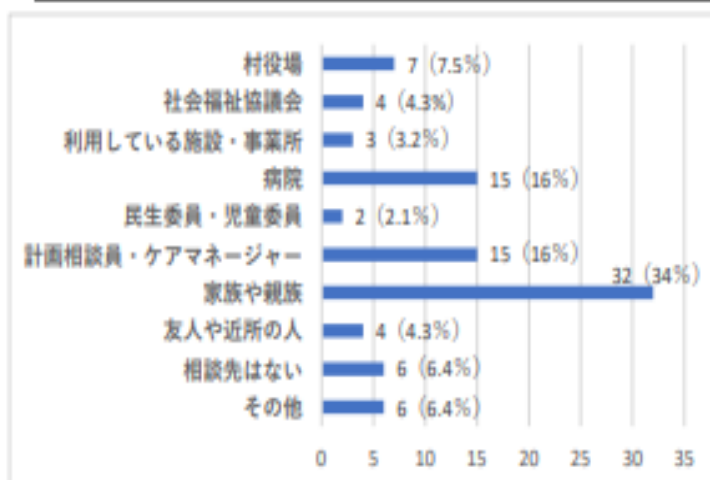
そんなことわからない。

親が車の運転ができなくなったらもうここでは暮らしていけない。

●普段、不安なことを誰に相談しますか（複数回答可）

N=52

「家族や友人」（34%）、次いで「病院」（16%）、「計画相談員・ケアマネージャー」（16%）と続きます。



【その他の回答】

児童相談所。

本人は喋れない。

成年後見人。

手話通訳者。

利用している施設のメンバー。

療育・教育について

「障がい児の療育で困っていること」の問いに対して「筑北地域に施設が無い」との回答が29.4%みられました。施設が無いことから「移動に時間、費用がかかる」ことに困っている人も29.4%おり、地域内の施設整備、もしくは移動にかかる支援が必要であることが伺えます。

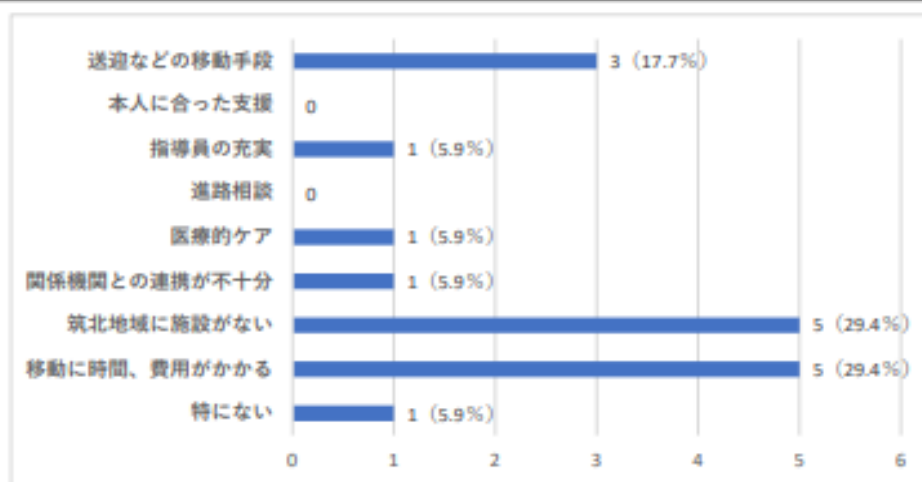
「学校のことで困っていること」については「友人との関係づくり・コミュニケーション」との回答が23.8%みられ、ご家族が本人の療育・教育に関して悩んでいる様子が伺えます。

また、放課後子ども教室や児童クラブが現在利用できる状態ではないが、今後利用したいという回答があり、障がいがあっても使うことができる放課後の支援が求められています。

●障がい児の療育で困っていること（複数回答可）

N=6

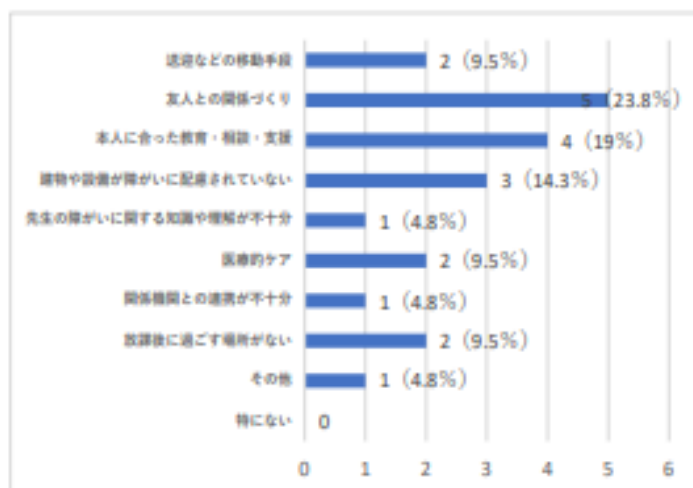
「筑北地域に施設がない」（29.4%）、「移動に時間、費用がかかる」（29.4%）、次いで「送迎などの移動手段」（17.7%）と続きます。



●学校のことで困っていること（困ったこと）（複数回答可）

N=9

「友人との関係づくり・コミュニケーション」（23.8%）、「本人に合った教育・相談・支援」（19%）と続きます。

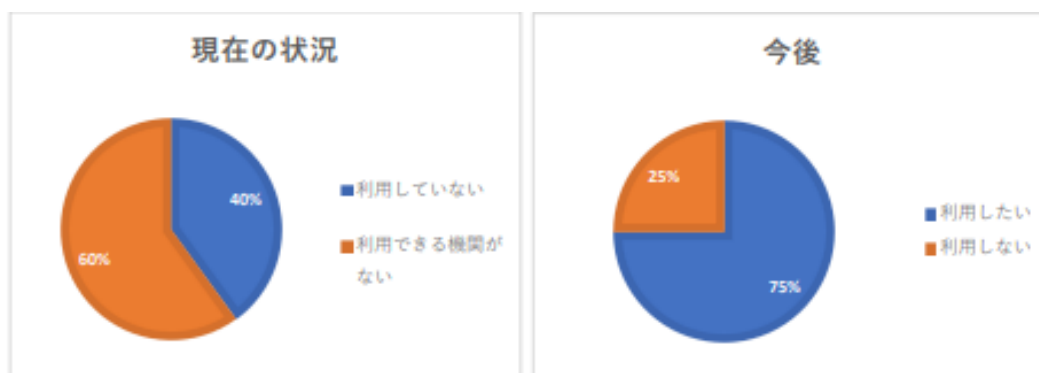


【その他の回答】

趣味・余暇。
小学校の設備が障がいに配慮されていない。

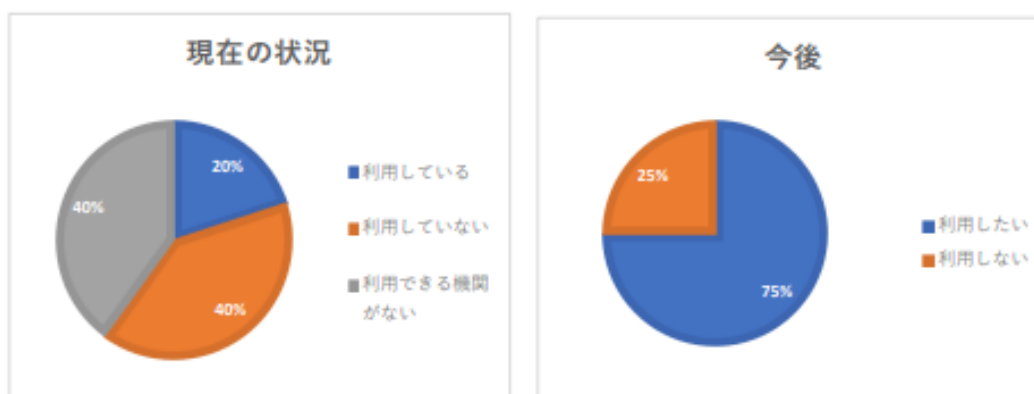
●放課後子ども教室（小学校内）の利用と今後の利用意向

N=5



●放課後子ども教室（小学校内）の利用と今後の利用意向

N=5



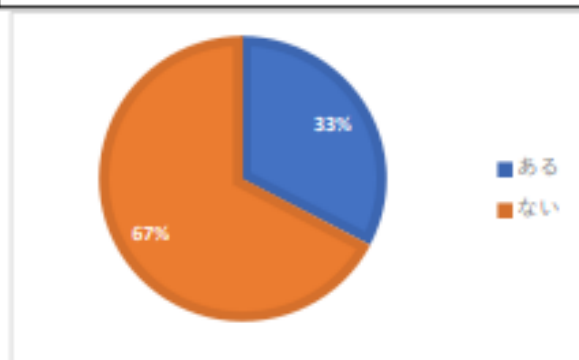
障がい者に対する理解や障がい者の権利擁護について

「障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか」は3割以上おり、嫌な思いをした場所は「学校・職場」や「住んでいる地域」と感じる人が多いことから、障がい者理解や差別解消に地域で取り組む必要性が読み取れます。

成年後見制度に関しては「名前も内容も知っている」「名前は知っているが内容は知らない」の回答が併せて77.1%にのぼり、名前の周知は進んできていることが伺えます。今後は内容理解への広報等が必要です。

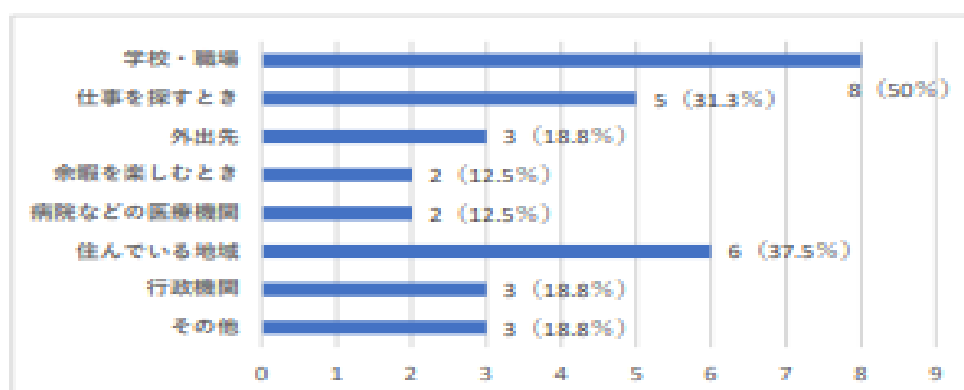
●障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか N=52

「ない」（67.3%）、「ある」（32.7%）となりました。3人に1人はなんらかの差別や嫌な思いをしたことがあることが伺えます。



●どのような場面で差別や嫌な思いをしましたか N=16

「学校・職場」（50%）、「住んでいる地域」（37.5%）、「仕事を探すとき」（31.3%）と続きます。



「名前は知っているが内容は知らない」（39.6%）、「名前も内容も知っている」（37.5%）、「名前も内容も知らない」（22.9%）と続きます。



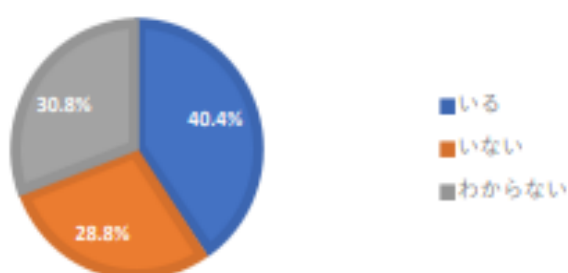
災害時の避難などについて

「災害時に助けてくれる人が近所にいる」と回答した人は40.4%でしたが、「いない」との回答も28.8%あり、遅延が残っている場所とそうでない場所が分かれてることが伺えます。また、「支え合い台帳の存在を知らない」と答えた人が69.6%あり、災害時の障がい者支援に対する対策が急がれます。

●家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか

N=52

「いる」(40.4%)、「わからない」(30.8%)、「いない」(28.8%)と続きます。



●「支え合い台帳」を提出していない理由

N=23

「名簿の存在を知らない」(66.7%)が突出して多く、「個人情報の流出が心配」(8.3%)、「情報を伝えても救援が期待できない」(8.3%)、「必要ない」(8.3%)と続きます。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

障害者権利条約の理念に則って改正された障害者基本法第1条には、「すべての国民が、障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という理念に則り、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すると規定されています。また、国の第4次障害者基本計画には、『一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない』という当たり前の価値観を国民全体で共有できる社会」が、目指すべき社会像とし設定されています。

本村では、障がい福祉の基本的な理念を「ノーマライゼーション」（障がいのある人も、障がいのない人と同じように家族や地域で通常の生活ができるようにする社会づくり）として、計画の策定を図ってきました。本村において総人口の減少等に伴い地域やサービスの担い手も減少する一方で、障がいのある人へのアンケート調査等で出てきた多様なニーズに応えながら、障がいへの理解や当事者の将来に向けた自立を促すため、ノーマライゼーションの考え方はますます重要になっています。

本計画においても、この考えを踏襲し、第7次麻績村振興計画の基本理念である『住民一人ひとりが「麻績村に住んでよかった」、「麻績村に来てよかった」、「麻績村にこれからも住みたい」と実感できる「心ときめく 麻績村」』の実現に向け、障がいや難病などの特性をお持ちの方が、住み慣れた地域で安心した生活ができる村を目指し、前期基本計画の重点目標に掲げている「誰もが元気に健康で暮らせる村づくり」を推進します。

～○基本理念○～

住民一人ひとりが「麻績村に住んでよかった」、「麻績村に来てよかった」、
「麻績村にこれからも住みたい」と実感できる「心ときめく 麻績村」

2. 基本目標

地域の中で障がい者(児)一人ひとりがそれぞれにあった生活の場をもち、その中で自立と自己実現を果たせる村の実現をめざし、計画を進めていくにあたっての指針となる7つの基本目標を定め、障がい者施策の実施が基本目標の達成・実現につながるよう、計画の進行や管理を図っていきます。

基本目標1 障がいのある人に対する理解の促進

障がい者が、周囲の理解と協力を得ながら地域で生活できるよう、地域住民の障がい者理解や福祉教育を推進します。また、障がい者の権利擁護について周知を図ります。

基本目標2 障がいのある人の自立生活への支援

障がい者の自立生活を支援するため、障害者総合支援法に基づいた居住の場の確保、訪問系、通所系、短期入所、補装具費支給や日常生活用具給付などのサービスを推進するとともに、各種助成や相談支援を行います。

基本目標3 障がいのある人の保健・医療の充実

病気や障がいを早期に発見し、治療に結びつけられるよう母子保健の充実を図ります。また、近年では生活習慣病が原因で障がいのある人が増えていることから、生活習慣病予防のための健康づくりを推進していきます。

医療については、障がい者の特性に応じた適切な医療を受けられるよう、支援に努めます。

基本目標4 **障がいのある児童の教育・療育の充実**

早期療育の観点から、障がい児の療育について充実を図るとともに、障がいの種類や程度に関係なく、その能力に応じた適切な教育を受けられるよう、障がい児教育の充実を図ります。

基本目標5 **障がいのある人の雇用・就労への支援**

障がい者がその能力に応じた適切な就業ができるよう、雇用の場の確保や就業支援を促進します。また、一般企業などでの就業が難しい人でも生産的な活動を通じて社会参加できるよう、福祉的就労の場の確保に努めます。

基本目標6 **障がいのある人が安心して暮らせる地域づくり**

障がい者にとって暮らしやすい生活環境の実現に向けて、居住環境をはじめ、公共的施設、民間施設、道路などのユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を推進します。また、安心して安全に暮らせる地域づくりとして防災対策を推進します。

基本目標7 **障がいのある人の権利擁護・成年後見制度の利用促進**

障がい者が自分らしく安心して暮らせるように財産の管理や契約行為等の代理を行い、障害のある人の日常生活を支援し権利と財産を保護します。また、成年後見制度を必要な人に利用してもらえるよう、制度の普及啓発や地域連携ネットワークの構築を図ります。

第4章 障がい者計画

7つの基本目標ごとに、取り組むべき具体的な施策の方向性を体系化します。施策の方向性に基づく障がい者施策の実施が基本目標の達成につながり、最終的に基本目標の実現につながるよう、計画の進行や管理を図っていきます。

■麻績村障がい者計画の施策体系

〔基本理念〕	〔基本目標〕	〔施策の方向性〕
住民一人ひとりが「麻績村に住んでよかった」、「麻績村に来てよかった」、 「麻績村にこれからも住みたい」と実感できる「心ときめく麻績村」	1 障がいのある人に対する理解の促進	(1) 啓発・広報活動の推進
		(2) 福祉教育の推進
		(3) 合理的配慮の提供促進
	2 障がいのある人の自立生活への支援	(1) 日常生活の支援の充実
		(2) 日中活動の支援の充実
		(3) 居住の場の確保
		(4) 経済的支援の充実
		(5) 相談体制の充実
	3 障がいのある人の保健・医療の充実	(1) 母子保健サービスの充実
		(2) 成人保健サービスの充実
		(3) 医療サービスの充実
		(4) 医療的ケアへの支援の充実
	4 障がいのある児童の教育・療育の充実	(1) 障がい児保育・療育の充実
		(2) 障がい児教育の充実
	5 障がいのある人の雇用・就労への支援	(1) 就労の場の拡充と雇用の促進
	6 障がいのある人が安心して暮らせる地域づくり	(1) ユニバーサルデザインに基づく居住環境・外部環境の整備
		(2) 安全に移動できる交通の確保
		(3) 防災対策の推進
	7 障がいのある人の権利擁護・成年後見制度の利用促進（麻績村成年後見制度利用促進基本計画）	(1) 地域連携ネットワークの構築
		(2) 成年後見制度利用支援事業の実施
		(3) 本人意思決定支援への対応

1. 障がいのある人に対する理解の促進

(1) 啓発・広報活動の推進

●●現状と課題●●

ノーマライゼーションの理念の理解だけでなく、その実現に向けて、その理念の普及を図るとともに、障がい及び障がいのある人への理解の促進のため、広報の活発化が必要です。また、近年の障がいのある人を取り巻く制度改正や法整備を受けて、村や住民が意識し、取り組むべきことについて、啓発活動を一層推進していくことが重要です。

●●施策の方向性●●

すべての人が障がいについて正しく理解し、認識を持つ啓発や機会の提供を充実します。特に、知的障がいや精神障がい、発達障がいといった見た目に分かりにくい障がいへの理解の浸透を図ります。

具体的な取り組み	
啓発活動の推進	「障がい者の日（12月9日）」を意義あるものとするため「障がい者週間」（12月3～9日）を中心とし、ノーマライゼーションの理念の普及に努め、広報誌等を通じた啓発・広報活動を重点的に展開します。
権利擁護についての周知	成年後見制度についての研修会や広報、障害者虐待防止法や障害者差別解消法についての周知を図り、地域共生社会の理解を促進します。

障害者虐待防止法…正式名称

「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

障害者差別解消法…正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

（２） 福祉教育の推進

●●現状と課題●●

障がいに対する理解を促進するためには、幼児期からの啓発・福祉教育が重要です。

●●施策の方向性●●

障がいのある人とふれあい、関わりあうことで理解が深まるよう福祉教育のための機会を提供します。

具体的な取り組み	
福祉教育の推進	障がいのある人が地域で生活をする上で生じる「社会的障壁」を無くし、障がいの有無に関わらず住民がふれあいながら生活することができるよう、障がいのある人に対する理解を深めるため、小・中学校等において継続的な交流及び共同学習の促進を図るとともに、地域住民等の理解を深める活動やその機会の提供に努めます。

(3) 合理的配慮の提供促進

●●現状と課題●●

障害者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現が求められています。

●●施策の方向性●●

地域における障がいのある人への合理的配慮について正しく理解し、認識を持つための啓発や役場等において合理的配慮の提供に努めます。

具体的な取り組み	
合理的配慮の提供の啓発	障害者差別解消法や障がいのある人への合理的配慮及び事業者による合理的配慮の提供についての周知を図るため、広報誌等を通じた啓発・広報活動を行います。
合理的配慮の提供	役場等関係機関において、障害者差別解消法に基づき、合理的配慮の提供に努めます。

2. 障がいのある人の自立生活への支援

(1) 日常生活の支援の充実

●●現状と課題●●

障がいのある人の日常生活については、障害者総合支援法に基づき障がい福祉サービスを提供して支援しています。国における障がい者施策は、地域生活への移行及び在宅支援に重心が移りつつあり、障がいのある人の在宅生活を支えるため、サービスの充実が求められています。

●●施策の方向性●●

障がいのある人が可能な限り自立しながら日常生活を送れるよう、必要なサービス供給体制の整備、また、サービス提供のための専門人材のスキルアップなどを図ります。

	具体的な取り組み
居宅介護の充実	自宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護や洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護等を必要とする人を継続的に把握し、適切なサービスを提供します。
居宅介護以外の訪問系サービスのニーズの把握	障がい福祉サービスにおける訪問系サービスのうち、現在利用がないものについても、引き続き村内外の事業所等と連携し、提供体制の確保に努めます。
成年後見制度利用支援事業の活用促進	「親亡き後」等における障がいのある人の日常生活を支援するため、障がい者権利を擁護し、判断能力の不十分な人が不利益を受けないよう、成年後見制度の利用にかかる費用を助成するとともに、周知・啓発を図りながら利用促進に努めます。
コミュニケーション支援事業の活用促進	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人及び障がいのある人の意思疎通を仲介するため、手話通訳者派遣事業等の利用促進を図ります。

訪問入浴サービスの提供	家庭において介護力がなく、入浴困難な重度の身体障がいのある低所得世帯に対して、訪問入浴者を派遣し、入浴サービスを提供します。
更生訓練費の給付	就労移行支援事業または自立訓練事業の利用者及びその他の更生に必要な訓練を利用している障がいのある人に、更生訓練費を給付します。
放課後等デイサービスの提供	就学している障がいのある児童が、放課後や休日に通い、生活能力の向上のため必要な訓練や社会との交流の促進等の療育事業を行います。村内外のサービス事業と連携し、適切なサービスの確保を図ります。
児童発達支援の実施	就学前の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の療育事業を行います。
不在者投票の周知等	身体障害者手帳所持者で所定の要件に該当する人に対して、選挙の際、自宅等で郵便による不在者投票ができることや点字投票、代理投票といった制度が利用可能であることを周知し、障がいのある人の選挙権を確保します。また、投票所においては、誰もが移動しやすく、投票に差支えがないよう、合理的な配慮を提供します。
日常生活用具給付等事業の実施	重度障がいのある人に対し、自立した生活を支援するために日常生活用具の給付・貸与を行います。

（２） 日中活動の支援の充実

●●現状と課題●●

ノーマライゼーションの理念の中で障がいのある人が地域生活を営むためには、在宅で必要な支援を受けるだけでなく、地域の中で他の住民等と関わり合いながら、自立した生活を送り、社会に参加することが不可欠です。

そのため、日中活動系の障がい福祉サービスのほか、障がいのある人の日中活動を支援するサービスを提供します。

●●施策の方向性●●

障がいのある人の自立促進、生活改善、身体機能の向上、社会参加の促進をめざし、各種サービスについて必要な人材を確保するなど、利用ニーズの増加に対応できる体制の改善を図ります。

	具体的な取り組み
生活介護の実施	常に介護を必要とする方に、施設で入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。利用ニーズに応えられるよう、サービスの提供体制を整えていきます。
自立訓練の実施	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を一定期間行います。利用ニーズに備え、サービスの提供体制を整えていきます。
移動支援事業の実施	屋外での移動が困難な障がいのある人等にヘルパーを派遣し、外出・移動を支援します。多くの利用ニーズに応えられるよう、サービス提供体制を整えていきます。
短期入所の実施	介護者が病気の場合等、何らかの理由で介護が一時的にできない場合、障がい者支援施設等から短期入所サービスを提供し、食事、排せつ、入浴の介護等を行います。
療養介護の実施	医療を要する障がいのある人で、常時介護を必要とする人を対象に、病院において機能訓練や療養上の管理、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。
地域活動支援センター事業の実施	障がいのある人に創作活動や生産活動の場を提供し、社会参加・交流を促進します。

（３） 居住の場の確保

●●現状と課題●●

全国や本村において、人口の高齢化が進行し、障がいのある人の高齢化も進んでいます。これに伴い、家族等の主な介護者の高齢化も進んでおり、将来にわたって地域の中で暮らし続けるための支援が求められており、地域の居住の場の確保が必要です。

●●施策の方向性●●

地域生活への意向を進めるとともに、将来にわたって地域の中で可能な限り生活することができるよう、グループホーム等の生活の場を確保します。

	具体的な取り組み
共同生活援助（グループホーム）の整備	「親亡き後」も、村内で安心して暮らせるようグループホームの誘致・整備を進めます。
共同生活援助（グループホーム）の確保	共同生活を営む住居に入居している障がいのある人に、主に夜間に相談支援、また、食事や排せつ、入浴の介護等、日常生活上の支援を行います。「親亡き後」を見据え、適正なサービス量を確保に努めます。
施設入所支援の実施	日常的に介護が必要な人に対して居住の場を提供するとともに、主に夜間に相談支援、また、食事や排せつ、入浴の介護等、日常生活上の支援を行います。
自立生活援助の実施	施設入所支援や共同生活援助を利用していた方に対して、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

（４） 経済的支援の充実

●●現状と課題●●

障がいのある人の生活を経済的に支援するため、国や県の制度を活用し、様々な手当の支給等を行っています。こうした制度の適正な利用を図り、障がいのある人やその介護者の生活を支えるため、一層の周知を図る必要があります。

●●施策の方向性●●

「広報おみ」や民生児童委員によるサービスの周知、障害者手帳配布時の窓口の啓発等を通じて、制度の周知を図ります。また、関係機関と連携し、各種経済的支援制度の問い合わせなどに対応できる体制を整備します。

	具体的な取り組み
障害者手帳の交付	3障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい）の手帳や制度について、正しい知識の理解促進や障がいへの受容を図りながら、手帳の取得を促進します。
特別障害者手当等の支給	身体または精神に重度の重複障がいがあるため、常時特別な介護が必要な在宅の障がい者（児）に手当を支給します。
特別児童扶養手当の支給	身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を介護している保護者に対し、手当を支給します。
児童扶養手当・遺児手当の支給	父または母に重度の障がいのある家庭、母子家庭、父子家庭等で、18歳未満の子供を育てている家庭に対して、手当を支給します。
児童発達支援等通園費への支補助	障がいのある児童が通う児童発達支援事業所等への通園に必要な経済的支援を行います。

（５）相談体制の充実

●●現状と課題●●

障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、身近な地域に相談をしやすい環境や体制が構築されることが重要です。また、障がいのある人の意思決定や権利を尊重する観点から、手話等の多様な手段による相談支援の提供によって、障がいのある人が自分の意思で自らの教育や就労、生活等の決定を支援することが重要です。

●●施策の方向性●●

障がいのある人の特性に応じて、適切な相談や情報提供が行えるよう、相談窓口と各種相談機関との連携を強化し、総合的な相談体制を充実します。

また、相談支援から適切な支援につなげ、障がいのある人本人の意思に基づいた生活を送るため、障がいのある人の権利擁護を図ります。

	具体的な取り組み
相談支援体制の強化	障がいのある人等の相談窓口として、総合相談支援センター事業の充実を図るほか、地域包括支援センターにおける重層的相談支援の実施に努めます。
相談窓口の明確化	障がいのある人や保護者及び介護者からの相談に応じ、必要な情報提供や権利侵害の解決等のために必要な助言を行う窓口を明確にし、相談しやすい体制づくりに努めます。
計画相談支援の周知	障がい福祉サービスを利用するすべての人に必要である計画相談支援事業について周知し、利用を促進します。また、サービスの提供に必要な人材の確保に努めます。
障がい児相談支援の周知	障がい児福祉サービスを利用するすべての児童に必要である障がい児相談支援について周知し、利用を促進します。また、サービスの提供に必要な人材の確保に努めます。
成年後見制度の利用促進	知的障がい及び精神障がいのある人等、判断能力が不十分な人々を保護するため、財産管理、介護や施設入所の契約、資金管理、遺産分割等の代理を行い、障がいのある人の日常生活を支援し、財産等を保護します。事業のさらなる周知を図り、利用促進に努めます。

3. 障がいのある人の保健・医療の充実

(1) 母子保健サービスの充実

●●現状と課題●●

乳幼児期の障がいについては、早期に発見し、適切な支援に結びつけ、地域社会への移行・継続を図ることが重要です。そのため、母親の妊娠期から保健サービスが提供される体制が必要となります。また、療育・支援についても早期に提供するため、福祉・保健・医療の連携が重要です。

●●施策の方向性●●

母子保健の充実とともに、障がいの早期発見・早期療育・早期支援を行うための体制を整備します。

	具体的な取り組み
乳幼児健康診査	病気の早期発見と予防のため、乳児（3・4か月、9・10か月）、1歳6か月児、3歳児健診を継続的に実施します。乳児健診には、理学療法士による個別指導を導入し、運動発達の遅れを早期に発見できるよう取り組みます。 また、M-CHAT（乳幼児期自閉症チェックリスト修正版）を導入し、自閉症スペクトラム症の早期発見に努めます。
妊婦健診	妊婦に対する健診を年に1人につき14回実施します。平成30年度から産後健診を検討するなど、さらなる充実を図ります。
妊産婦相談、 育児相談等	乳幼児健康相談、妊産婦教室、母子手帳交付の妊婦面談・随時の妊婦相談により妊娠中の不安解消に努めます。 また、赤ちゃん相談・2歳児相談等を実施し、保護者の困り感や悩み事に寄り添い、必要者にはあそびの教室を紹介していきます。
各種予防接種事業	ヒブ・小児肺炎球菌、B型肝炎、四種混合予防接種をはじめ、各種予防接種の完全個別接種を実施しています。受診者の負担軽減のため、同時接種の機会を確保していきます。

（２）成人保健サービスの充実

●●現状と課題●●

健康は誰にとってもかけがえのないものであり、障がいの発生予防や重度化の防止、さらに、生きがいや日々の活力づくりのため、障がいのある人の健康の保持・増進を図ることが重要です。特に、生活習慣病が原因で障がいを抱えることがないよう、健（検）診実施や健康相談などの充実が必要です。

●●施策の方向性●●

障がいにつながるような生活習慣病等を予防するため、各種健（検）診や保健指導、健康相談等により、住民が主体的に健康づくりに取り組み、生活習慣の改善につなげます。

具体的な取り組み	
各種健（検）診	生活習慣病の早期発見・早期治療のため、各種がん検診、若者健診、国保特定健診、後期高齢者健診等を実施します。
保健指導	健診結果を基に、生活習慣病の予防、健康の増進、介護予防等を目的に、健康に関する正しい知識の普及及び健康管理意識の高揚をめざし、保健指導を行います。
健康相談	保健センターにおいて、健康相談日を月に１回設け、健康や栄養等に関する相談を行います。健診や健康教育と連動した相談の実施を図ります。また、心の健康に関する相談窓口として精神保健相談を年２回開催し、専門職や関係機関と連携しながらの相談支援を実施します。

（３）医療サービスの充実

●●現状と課題●●

平成 27 年の難病医療法の施行により、障害者保健・医療施策によって支援するべき対象者が増加しています。本村でも、総人口及び障害者手帳所持者の高齢化などによって、知的障がい及び精神障がいのある人では、重度の障がいを抱える人が微増傾向です。保健・医療分野との連携体制の充実が重要になっています。

また、障がいのある人が医療サービスを安定的に受けるため、各種の支援・援助を提供していく必要があります。

●●施策の方向性●●

障がいの特性に応じた適切な医療を受けることができるよう、保健・医療・福祉の連携体制を促進します。障がいのある人の医療受診等を経済的に支援する各種補助制度について、周知や利用促進に努めます。

	具体的な取り組み
自立支援医療 （育成医療）の給付	18 歳未満の身体上の障がいを有する人が、生活能力を高めるために必要となる医療費を給付（一部支給）します（所得制限有）。育成医療を必要とする人が適正に利用できるよう、制度の周知と利用促進に努めます。
自立支援医療 （更生医療）の給付	身体の機能の回復を図るために必要となる医療費を給付（一部支給）します（所得制限有）。更生医療を必要とする人が適正に利用できるよう、制度の周知と利用促進に努めます。
自立支援医療 （精神障害者通院公費 負担制度）の給付	精神に関わる疾病を治療するために必要となる通院医療費を公費で負担します（所得制限有）。通院医療を必要とする人が適正に利用できるよう、制度の周知と利用促進に努めます。
障害者医療費の支給	次のいずれかに当てはまる障がいのある人が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額のうち、原則 1 医療機関 500 円を差し引いた額を支給します。 ① 特別児童扶養手当等 1 級に該当する障がい児 ② 身体障害者手帳 1 級～3 級、または 4 級（要常時介護者）に該当する者 ③ 療育手帳の交付を受けた者

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">④ 戦傷病手帳の交付を受けている者のうち、恩給法別表第1項～第4項に該当する者⑤ 国民年金法による障害基礎年金受給に該当する程度の障害者⑥ 精神保健福祉法に規定される精神障害者 |
|--|--|

（４）医療的ケアへの支援の充実

●●現状と課題●●

医療的ケアを必要とする人（児）とその家族（介護者・親・きょうだい児等）が安心して地域での生活を継続するためには、家族以外の支援によって医療的ケアを受けられる支援体制が必要です。

●●施策の方向性●●

医療的ケアを必要とする人（児）が、家族以外の支援によって必要な医療的ケアを受けることができるよう、保健・医療・福祉・教育の連携体制を促進します。また、関係機関との連携による医療的ケアの提供体制を整備します。

具体的な取り組み	
医療的ケアの提供体制の整備	医療・福祉・教育が連携を図り、自宅や保育園・学校において医療的ケアを受けられるための体制整備に努めます。

4. 障がいのある児童の教育・療育の充実

(1) 障がい児保育・療育の充実

●●現状と課題●●

改正児童福祉法の施行により、障がいのある児童の健やかな育成のため、地域の保育や教育等の支援によって、総合的かつ一貫した支援を行う仕組みをつくることが求められています。

こうした中で、保育園等での障がい児保育の充実や障がいのある児童・生徒に関する生活相談・進路相談への指導の充実等が重要になっています。

●●施策の方向性●●

障がいのある児童を受け入れる際に、一人ひとりの特性に応じた適切な育成を図ることができるよう、障がい児保育の体制の充実を図ります。

また、関係機関との連携による相談体制の強化に努めます。

	具体的な取り組み
障がい児保育	集団の中で生活することを通して、全体的な発達を促していくことに配慮し、関係団体の助言・援助を活用しつつ、個々の障がいの状態などに応じた指導内容や指導方法を組織的かつ計画的に行い、適正な保育が実施できるように努めます。
児童相談	子育て支援コーディネーター等による相談対応等、児童の性格や特性、家庭環境等に応じた適切な助言と指導を行います。 また、児童相談においては関係機関との連携体制を強化し、児童のライフステージに応じて支援が途切れない一貫した体制づくりに努めます。

（２）障がい児教育の充実

●●現状と課題●●

障がいのある児童・生徒への教育指導等において、教職員のさらなる障がい理解が求められています。また、児童のライフステージの中で、切れ目のない教育指導を提供するため、早期発見・療育といった保健分野と、小・中（将来的には高等学校まで）といった教育分野の連携が求められます。

ともに学び、ともに育ちあう「インクルーシブ教育」の理念を大切にしながら、児童・生徒の「個」の特性を見きわめ、様々な学びの場を提供し、適切な就学に努めることが重要となっています。

●●施策の方向性●●

障がいのある児童・生徒一人ひとりの状況を把握するとともに、本人及び保護者と共通理解し、合理的配慮に基づく指導の充実を図ります。

また、障がいのある児童・生徒を含めたすべての子ども達の相互理解を深め、社会性を広げるために交流及び共同学習の充実を図ります。

	具体的な取り組み
就学支援	教育支援委員会を年に１回以上開催し、就学先の決定について保護者との合理的配慮を形成しながら、障がいのある児童・生徒が将来自立していくことができるように関係機関との連携を深め、情報を共有しながら就学指導を行います。 また、特に発達障がいは早期発見・早期対応が重要であるため、早期の教育相談の実施に努めます。
特別支援教育	特別支援教育コーディネーターを配置し、授業・学校活動等で困っている児童・生徒をサポートし、安心して学校生活を送ることができるよう支援します。 また、教員や特別支援教育コーディネーターの障がいに関する理解の促進を図るため、研修会を継続的に実施します。
交流及び共同学習	障がいのある児童・生徒を含めた全ての子どもたちがお互いに認め支えあいながら生活し、ともに成長していけるよう、交流及び共同学習を行います。

5. 障がいのある人の雇用・就労への支援

(1) 就労の場の拡充と雇用の促進

●●現状と課題●●

障がいのある人が自立し、経済的にも安定した暮らしを営むためには、就労の継続と雇用の促進が必要です。平成30年4月より、障がいのある人の法定雇用率が引き上げられることが決まっており、全国的に障がいのある人の雇用や職場における理解の促進が求められています。また、障がいのある人の就労は、地域生活との就労を両立させながら、安心して長く働き続けられることが重要であり、そのための相談支援や連携・調整等を提供していくことが重要です。

さらに、障がいのある人の就労を進めるにあたり、障がいの程度や特性に応じた働き方が大切であり、一般企業での就労に限らず、福祉的就労を確保するなど総合的な就労支援を図る必要があります。

●●施策の方向性●●

一般就労を支援するための各種制度や助成金制度の積極的な広報や情報の提供を図るとともに、一般就労した障がいのある人が就労と生活のバランスをとり、安定して生活を送ることができるよう支援する体制を整備します。また、障がいの特性に応じた多様な就労の機会を確保します。

	具体的な取り組み
就労の場の提供	村内に就労継続支援事業所等を誘致し、就労の場の提供を図ります。
福祉企業センターの充実	老朽化した福祉企業センターの施設整備を図ります。
就労定着支援の充実	一般就労している障がいのある人が職場に定着できるよう、就業に伴う生活面の課題に対応するため、事業所や家族と当事者の連絡調整の支援を図ります。
就労移行支援の充実	就労に必要な知識や技能を身に付けられるよう、就労希望のある障がいのある人に対して、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し等の支援を充実させます。

就労継続支援の充実	障がいのある人の社会参加や一般就労に向けた訓練として、福祉就労の機会を提供します。 また、障がいのある人が一般就労に向けて必要な知識や技能を身に付けられるよう図ります。
就労選択支援の実施	障害のある人が本人の希望や特性に合った仕事を選択できるように支援します。（制度開始：令和 7 年 10 月以降）
村における物品等優先調達の推進	障がい者就労施設等と連携しながら、本村が率先して優先調達を推進します。

6. 障がいのある人が安心して暮らせる地域づくり

(1) ユニバーサルデザインに基づく居住環境・外部環境の整備

●●現状と課題●●

障がいのある人が本人の意思決定によって地域で自立した生活を送るため、生活の基盤である居住環境の整備や外出先で利用する公共施設等の整備が重要です。平成28年度に障害者差別解消法が施行され、公的機関においては配慮の提供が必要とされています。

●●施策の方向性●●

ユニバーサルデザインの考え方に基づき、既存公共施設の改修を推進するとともに、障がいのある人に配慮した公共施設の整備や設備の配置を進めます。また、住宅改修費の給付について、制度の周知を図り、障がいのある人一人ひとりの状況に応じた個人住宅の改善が図られるよう支援します。

	具体的な取り組み
公共建築物の バリアフリー化	既存の公共施設について、必要性や優先順位を踏まえながら、計画的な整備を行います。
園舎・校舎の バリアフリー化	保育園や学校について、改築等を行う場合、県条例に基づきバリアフリー化を行い、障がいのある人・児童に向けた設備や施設を整備します。
住宅改造費助成事業	障がいのある人の住宅の段差解消などの住環境を改善を行い、地域における自立の支援を図ります。

（２）安全に移動できる交通の確保

●●現状と課題●●

障がいのある人が自らの望む社会参加を進めていくためには、ユニバーサルデザインに基づく環境整備と並行して、通学や通所、通院等から休日に出かける際など、様々な社会参加における移動の支援が重要です。

特に、障がいのある人の高齢化やそれに伴う保護者の高齢化が見られる中では、介助者の負担の軽減等も目的として、移動支援の適正な利用の促進が求められます。

●●施策の方向性●●

移動支援を必要とする人のニーズに可能な限り応えられるよう、地域生活に必要なインフラとして、移動支援事業を展開するとともに、外出や移動の支援制度の周知を図ります。また、障がいにより移動が制限されることが無くなることをめざし、交通体系の整備を推進します。

	具体的な取り組み
移送サービス事業	加齢による身体機能の低下や障がいを原因として、外出が困難な人に対して、福祉車両を用いて医療機関等への送迎を行い、健康の保持や福祉の向上を図ります。
道路等の整備	歩車道の分離等、安心して歩ける空間を整備します。 また、視覚障がい者用誘導ブロックや段差解消などの道路改修を、必要性や優先順位を踏まえながら順次進めます。
身体障害者自動車運転免許取得費の補助	身体障がいのある人が普通自動車運転免許を取得した場合、必要な経費の一部を補助します。
身体障害者用自動車改造費の補助	重度の上肢・下肢・体幹機能障がいのある人が、自らが所有する自動車を改造する場合、必要な経費の一部を補助します。

（３）防災対策の推進

●●現状と課題●●

近年、大規模な災害による甚大な被害などを受けて、災害時の避難や安否確認、また、避難後の生活に関する関心は、障がいの有無に関わらずますます高まっています。特に、障がいのある人では、一人で避難できない人の情報把握、また、災害発生後等の緊急時に備えて、障がいの特性や必要な支援・物資の把握を、平時から進めていくことが重要です。

●●施策の方向性●●

住民支え合い台帳及び災害時住民支え合いマップを活用し、平時から地域住民と連携して災害時要配慮者の支援体制を構築します。また、障がいの特性に配慮した福祉避難所に指定が可能な事業所を確保します。

	具体的な取り組み
災害時の避難経路・避難場所の周知	災害発生時の避難経路や身近な避難場所について、広報紙や村ホームページを通じて周知を図ります。
福祉避難所の確保	災害時の避難所を障がいのある人が安心して利用できるよう、福祉施設等で受け入れる福祉避難所として指定できる事業所を確保します。 また、福祉避難所等が障がいのある人の避難生活を守ることができるよう、避難所における必要物資や運営方法等を継続的に検討します。
住民支え合い台帳の作成	障がいのある人等、災害時に一人で避難することが難しい災害時要配慮者について、地域で台帳を作成しデータベース化することで、災害時に活用します。データベースは、定期的に更新します。

7. 障がいのある人の権利擁護・成年後見制度の利用促進

（麻績村成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度の利用促進

●●成年後見制度利用促進計画とは●●

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でなくなり、ご自身一人では財産の管理や契約等を行うことが難しい方が、自分らしく安心して暮らせるように後見人等が本人に代わって財産管理や契約行為等を行うことで権利を保護し、暮らしを支援していく制度です。

国はこの成年後見制度が、判断能力の低下した方を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことを鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以降利用促進法）を施行しました。

そして平成29年3月には成年後見制度利用促進基本計画（以降国基本計画）を閣議決定しています。利用促進法14条第1項では市町村は国基本計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされています。国基本計画では、令和4年度から第二期計画（令和4年度～令和8年度）に移行しています。

村では一体的に策定を行っている介護保険事業計画、障がい福祉計画に合わせ、見直しを行っています。

●●成年後見制度の種類●●

成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度はご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。「判断能力が不十分な方」には「補助」、「判断能力が著しく不十分な方」には「保佐」、「判断能力が全くない方」には「後見」とご本人の判断能力に応じて3つの類型があります。

任意後見制度はご本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめご本人が選んだ人に代わりにしてもらいたいことを公正証書によって契約で決めておく制度です。ご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて

任意後見契約の効力が生じます。

●●成年後見制度が必要となる背景●●

認知症高齢者の数は新オレンジプランによると 2025 年には高齢者の約 5 人に 1 人となることが見込まれており、また、知的障がい者の高齢化、親なき後へも対応が必要と言われています。判断能力が不十分で預貯金や不動産等の財産管理、必要な介護サービスの契約や施設入所の契約を自分で結ぶことが難しくなる人、自分に不利益な契約であってもよく判断することができず消費者被害に遭ってしまう人が増加する恐れがあり今後成年後見制度への需要が増大することが予想されます。

●●現状と課題●●

麻績村においては、地域包括支援センターが成年後見制度に関する相談窓口となり、制度説明や家庭裁判所への申立て支援等の相談に対応しています。

また、平成 23 年度からは近隣の 2 市 5 村（松本市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村）が補助金を出し合い松本市社会福祉協議会が設置・運営する成年後見支援センターかけはしと連携してきました。成年後見支援センターかけはしでは市村からの二次相談の対応、法人後見の受任等担っています。

令和 3 年度からはこれを業務委託とし、既出の 2 市 5 村と成年後見支援センターかけはしが地域連携ネットワークの中核となる機関（以下中核機関）となって利用促進法及び国基本計画に基づく体制を整備しました。

●●施策の方向性●●

（１） 地域連携ネットワークの構築

地域において財産の管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにも関わらず必要な支援を受けられていない人等の発見に努め速やかに必要な支援に結び付けることや、早期の段階（任意後見や補助類型や保佐類型といった選択も含め）から相談及び対応する体制を整備すること、また意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を行い、必要な人が本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた地域連携ネットワークを構築します。

国基本計画では地域連携ネットワークは本人を後見人とともに支える「チーム」と、地域における「協議会」、地域連携ネットワークを整備し適切に協議会を運営していく「中核機関」という 3 つを構成要素とします。

ア 協議会の設置

後見等開始の前後を問わず、個々のケースに対するチームを法律・福祉等の専門職や関係機関が支援する「協議会」を塩尻市・安曇野市・山形村・朝日村・生坂村・筑北村・麻績村（以下「2市5村」という。）の圏域で1箇所設置します。協議会では各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議、多職種間での更なる連携強化策等その時の地域課題の検討・調整・解決などを行います。

イ 中核機関の運営

2市5村と成年後見支援センターかけはしが中核機関となり、次のaからcの機能を地域連携ネットワークと連携しながら担います。

a 司令塔機能

権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けた進捗管理やコーディネート

b 事務局機能

協議会の運営や地域連携ネットワーク構成機関との連絡調整等

c 進行管理機能

1	成年後見制度の広報啓発
2	相談受付、個別のチーム（身近な地域内で日常的に本人を支援するチーム）の権利擁護に関する支援の必要性や適切な支援内容の検討など権利擁護支援の方針について検討・専門的判断
3	2の結果成年後見制度の利用が適切と判断された場合には、申立てに関わる相談や支援、適切な後見人候補者推薦のための検討、候補者選任後のチームについての検討、市民後見人の養成及び活動支援
4	後見人等への支援（モニタリング・バックアップ）

（2） 成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見制度利用にあたり、親族等が不在で後見開始の審判の申立てを行うことができない場合には、村長が申立てを行います。また、必要に応じて、申立てに要する費用の負担及び成年後見人等の報酬に対する扶助を行います。

（3） 本人意思決定支援への対応

協議会、中核機関等の運営については、効率化を考え、2市5村での共同運営を行います。制度利用についての本人への説明、成年後見候補者との事前面談など個別の支援については、村単独で行います。個別のケース検討会議、筑北三村自立支援協議会権利擁護部会での協議を行い、制度利用に際し、本人理解が進み、本人意思が反映される制度運営を目指します。

第5章 障がい福祉計画

1. 計画の概要

障がい福祉計画は、障がいのある人が適切に障がい福祉サービスを利用するため、サービスの見込み等の数値目標を示す計画です。

障害者総合支援法に基づき、厚生労働省が令和2年に改正・公表した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）に即した上で、令和6～8年度の3年間の障がい福祉サービスの見込み量を算出し、その確保に向けた方策を定めます。

なお、障がいのある児童に向けたサービスの見込み量及び確保方策は、「障がい児福祉計画」に定めることとします。

■基本指針におけるポイント

●●主なポイント●●

- 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 地域生活の継続の支援維持及び継続の推進
入所等から地域生活への移行、就労支援等
- 地域共生社会の実現に向けた取組

●●成果目標に関する事項●●

- 施設入所者の地域生活への移行
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 地域生活支援の充実
- 福祉施設から一般就労への移行

※筑北三村自立支援協議会について

自立支援協議会とは、関係機関が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項より）です。

令和5年度より、これまでの松本障害保健福祉圏域自立支援協議会から編成を変更し、筑北三村自立支援協議会として、麻績村・生坂村・筑北村の3村の行政・福祉・教育・医療等の会員で構成し、地域居住や権利擁護などの目的に応じた小部会での討論や障害福祉サービスの質の向上に向けた協議などを行っています。

松本圏域では、引き続き、地域生活支援拠点等の一層の整備を図っていきます。

（１）麻績村第６期障がい福祉計画の進捗状況

麻績村第６期障がい福祉計画では、令和５年度に達成すべき目標を設定しており、このうち、基本指針において設定が適当であるとされている成果目標の進捗は以下のようになっています。

① 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者で地域への移行が可能な入所者に対しては、その希望を聞きながら支援を行っていますが、令和５年度の見込み値で、地域生活移行者数は累計０人、施設入所者数は７人となっています。

項目	実績値			目標値
	R3	R4	R5(見込み)	R5
地域生活移行者数	０人	０人	０人	０人
施設入所者数	８人	８人	７人	７人

② 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等については、松本圏域で面的整備し、令和２年度に運用を開始しました。

項目	実績値			目標値
	R3	R4	R5(見込み)	R5
地域生活支援拠点等	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所

③ 福祉施設から一般就労への移行

令和５年度末までに、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する人を１人、就労移行支援事業の利用者数を１人と設定していました。令和５年度の見込み値で、一般就労移行者数は０人、就労移行支援事業利用者数は０人となっています。

項目	実績値			目標値
	R3	R4	R5(見込み)	R5
一般就労移行者数	０人	０人	０人	１人
就労移行支援事業利用者数	０人	０人	０人	１人

（２）数値目標

本計画においても、計画の実施により達成すべき成果目標と、その達成にむけて定期的な状況の把握を行う指標（活動指標）を設定します。

〔成果目標〕	〔活動指標〕
施設入所者の地域生活への移行 ○地域生活移行者の増加 ○施設入所者の削減	○居宅介護等の訪問系サービスの利用者数、利用時間数 ○生活介護の利用者数、利用日数 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○就労移行支援の利用者数、利用日数 ○就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の利用者数、利用日数 ○就労選択支援の利用者数、利用日数（令和７年以降） ○短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数 ○自立生活援助の利用者数 ○共同生活援助の利用者数 ○地域移行支援、地域定着支援の利用者数 ○施設入所支援の利用者数
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ○保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	○協議の場の開催回数 ○地域移行支援の利用者数 ○地域定着支援の利用者数 ○自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数 ○自立生活援助の利用者数 ○共同生活援助の利用者数
障がい者の地域生活の支援 ○地域生活支援拠点の整備	○相談支援の充実「台帳登録・休日夜間緊急相談対応」 ○緊急対応の強化「緊急時短期入所空床確保事業」 ○体験の機会の提供「ひとり暮らし体験事業」 ○専門的人材の確保・育成 ○地域の体制づくり
福祉施設等から一般就労への移行等 ○福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 ○就労移行支援事業の利用者の増加 ○就労移行支援事業所の就労移行率の増加 ○一定の就労定着率の達成	○就労移行支援の利用者数、利用日数 ○就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型から一般就労への移行者数 ○就労定着支援の利用者数

2. 令和8年度の成果目標

本村における令和8年度の成果目標は以下の通りです。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行《継続》

国が基本指針で定める成果目標を参考に、施設入所から地域生活への移行者数と施設入所者の削減数の成果目標を設定します。

基本指針の成果目標

◆施設入所者の地域生活移行者数

- ・令和8年度末時点で令和4年度末時点の施設入所者数の6.2%以上が地域生活へ移行

◆施設入所者数の削減

- ・令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5.9%以上を削減する

（以上、第7期障がい福祉計画で目標未達成と見込まれる場合、その人数を加味して成果目標を設定する。）

本村の成果目標

◆令和8年度末時点で、施設入所者数の1人が地域生活へ移行

→（令和4年度の施設入所者数）8人×15%≒1人

◆令和8年度末の施設入所者数を7人とする

→（令和4年度の施設入所者数）8人×12.5%=1人の削減
（令和4年度の施設入所者数）8人－（削減数）1人＝7人

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築《継続》

保健、医療、福祉関係者による協議の場としての、筑北三村自立支援協議会を継続して開催していきます。

基本指針の成果目標

- ◆保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催
 - ・令和８年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする（複数市町村による共同設置も可能）。
- ◆精神病床における１年以上長期入院患者数（６５歳以上、６５歳未満）【県設定】
- ◆精神病床における早期退院率（入院後３ヶ月時点、６ヶ月時点、１年時点の退院率） 【県設定】

本村の成果目標

- ◆保健・医療・福祉関係者による協議の場を年２回以上開催する

（３）福祉施設から一般就労への移行等《継続》

国が基本指針で定める成果目標を参考に、福祉施設から一般就労への移行者数、就労移行支援の利用者数の増加、就労定着支援による支援開始後１年後の職場定着率の成果目標を設定します。また、村内には就労移行支援事業所がないため、就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する成果目標は設定しません。

基本指針の成果目標

◆就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

- ・令和８年度末までに令和３年度の実績の 1.41 倍以上 の一般就労への移行実績を達成

◆就労移行支援の利用者数の増加

- ・就労移行支援事業の利用者数について、令和８年度末における利用者数が令和３年度末の数の ２割以上 増加する

（以上、第７期障がい福祉計画で目標未達成と見込まれる場合、その人数を加味して成果目標を設定する。）

本村の成果目標

◆令和８年度末までに １人 が一般就労へ移行

→令和４年度末には、福祉施設から一般就労に移行した人の実績はなし

◆令和８年度末における就労移行支援事業利用者数が １人

→（令和４年度の就労移行支援利用者数）０人×1.2≒０人

3. サービスごとの利用実績・見込み量と確保策

令和3～令和5年度（令和5年度は見込み）のサービス種類ごとの実績と令和6～8年度の見込み（活動指標）は以下の通りです。

（１）訪問系サービス

サービス名称	内容
① 居宅介護	自宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護や洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護などを行うサービス
② 重度訪問介護	自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行うサービス
③ 同行援護	視覚障がい者に対し、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行うサービス
④ 行動援護	知的障がい・精神障がい者に対し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行うサービス
⑤ 重度障害者等包括支援	心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を包括的に提供するサービス

◆実績と見込み

（※年間合計を12で除した1か月当たりの利用量）

サービス名称	単位	実績			見込み		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
① 居宅介護	利用者数	4	3	3	3	3	3
	利用時間	64	56	56	56	56	56
② 重度訪問介護	利用者数	0	0	0	1	1	1
	利用時間	0	0	0	82	82	82
③ 同行援護	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用時間	0	0	0	0	0	0
④ 行動援護	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用時間	0	0	0	0	0	0
⑤ 重度障害者等包括支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用時間	0	0	0	0	0	0

◆確保方策

訪問系サービスは利用者の見込み量は、今後横ばいとなっていますが、利用時間が伸びています。利用者が定着し、利用実績のあるサービスのニーズが高まっています。訪問系サービスは、障がいのある人の在宅での自立した生活を支えるサービスとして重要になります。ニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所と連携を図りながら、供給体制の整備に努めます。

また、障がい福祉サービス事業所へ専門的人材の確保や質的向上を図るよう働きかけ、サービスの充実に努めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス名称	内容
①生活介護	常に介護を必要とする障がい者に、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供する通所サービスです。
②自立訓練 (機能訓練)	自立訓練(機能訓練・生活訓練)は、入所施設や病院の退所・退院者や特別支援学校卒業生などを対象に、地域生活への移行を図る上で必要な、身体的リハビリテーションや生活リハビリテーションを行うサービスです。
③自立訓練 (生活訓練)	
④就労移行支援	事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行うサービスです。
⑤就労継続支援 (A型・雇用型)	通所により雇用契約に基づく就労機会を提供し、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援等を行うサービスです。
⑥就労継続支援 (B型・非雇用型)	通所により就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)し、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援等を行うサービスです。
⑦就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスです。
⑧就労選択支援	障害のある人が本人の希望や特性に合った仕事を選択できるように支援します。(制度開始：令和7年10月以降)
⑨療養介護	病院等への長期入院による医学的管理のもとに、機能訓練や食事、入浴、排せつ等の介護、日常生活上の支援等を行うサービスです。
⑩短期入所(福祉型)	介護者が病気などの理由で一時的に介護ができない時に、障がい者支援施設などで障がい者を預かり、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行うサービスです。
⑪短期入所(医療型)	

◆実績と見込量

(※年間合計を12で除した1か月当たりの利用量)

サービス名称	単位	実績			見込み		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
① 生活介護	利用者数	9	11	11	11	11	11
	利用日数	218	222	222	222	222	222
② 自立訓練 (機能訓練)	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用日数	0	0	0	0	0	0
③ 自立訓練 (生活訓練)	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用日数	0	0	0	0	0	0
④ 就労移行支援	利用者数	1	0	0	0	0	0
	利用日数	3	0	0	0	0	0
⑤ 就労継続支援 (A型・雇用型)	利用者数	0	1	1	1	1	1
	利用日数	0	12	12	12	12	12
⑥ 就労継続支援(B 型・非雇用型)	利用者数	9	10	10	10	10	10
	利用日数	177	186	186	186	186	186
⑦ 就労定着支援	利用者数				0	0	0
⑧ 就労選択支援	利用者数				0	1	1
⑨ 療養介護	利用者数	1	1	1	1	1	1
⑩ 短期入所 (福祉型)	利用者数	1	1	1	1	1	1
	利用日数	2	0	1	1	1	1
⑪ 短期入所 (医療型)	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用日数	0	0	0	0	0	0

◆確保方策

日中活動系サービスの見込みについて、提供の実績があるサービスについては今後もニーズがあるものと思われるため、障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所と連携を図りながら、供給体制の整備に努めます。また、障がい福祉サービス事業所へ専門的人材の確保や質的向上を図るよう働きかけ、サービスの一層の充実に努めます。

さらに、就労系のサービスについて、サービス実施事業所や相談支援事業所と連携を図りながら、利用の促進に努めるとともに、福祉施設から一般就労に移行できるよう支援を行います。

(3) 居住系サービス

サービス名称	内容
① 自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた方等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスです。
② 共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居に入居している障がい者に、主として夜間に共同生活の場において相談、食事や入浴、排せつ等の介護、日常生活上の援助を行います。
③ 施設入所支援	介護が必要な人などに対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

◆実績と見込量

(※年間合計を12で除した1か月当たりの利用量)

サービス名称	単位	実績			見込み		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
① 自立生活援助	人分	3	2	2	2	2	2
② 共同生活援助	人分	7	8	9	9	9	9
③ 施設入所支援	人分	7	7	7	7	7	7

◆確保方策

障がい福祉計画では、障がいのある人の地域移行の促進が大前提である一方、親亡き後や介護者の高齢化・疾病などにより、居住系サービスは今後もほぼ横ばいであると見込まれます。ニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、村内でのグループホームの整備についてサービス実施事業所へ働きかけを行っていくとともに、施設整備に対する地域住民の理解と協力を求めています。また、施設入所を必要とする障がい者に対して、適切な利用を推進します。

(4) 相談支援

サービス名称	内容
① 計画相談支援	サービスを利用する障がい者（児）に、サービス等利用計画の作成、サービス等の利用状況の検証、計画の見直し、サービス事業者等との連絡調整を行います。
②地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がい者の相談にのり、地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等を行います。
③地域定着支援	在宅で生活する単身等の障がい者に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談にのり必要な支援を行います。

◆実績と見込量

(※年間合計を12で除した1か月当たりの利用量)

サービス名称	単位	実績			見込量		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
①計画相談支援	人分	5	6	6	6	6	6
②地域移行支援	人分	1	0	0	1	1	1
③地域定着支援	人分	0	0	0	1	1	1

◆確保方策

障がい福祉サービスの支給決定を行う際に必要な計画相談支援について、今後ニーズの増加が見込まれるため、ニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所と連携を図りながら、サービス等利用計画の作成に必要な体制の整備に努めます。

地域移行支援、地域定着支援については利用者が見込まれませんが、医療機関、障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所などと連携を図りながら、サービス提供体制を整備しておきます。

4. 地域生活支援事業

令和3～5年度（令和5年度は見込み）のサービス種類ごとの実績と令和6～8年度の見込量（活動指標）は以下の通りです。

（1）理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が地域で生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくし、当たり前
に地域の一員として暮らせるよう、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理
解を深めるための研修会や福祉企業センター分場「山ぼうし」によるイベントの開催、
啓発活動などを実施します。

◆実績と見込量

サービス名称	単位	実績			見込量		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	無	有	有	有

（2）自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民などが自発的に行う活動（ピアサポート、災
害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）に対して支援します。

◆実績と見込量

サービス名称	単位	実績			見込量		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
自発的活動支援事業	有無	有	有	無	有	有	有

(3) 相談支援事業

サービス名称	内容
障害者相談支援事業	障がい者などからの相談に応じて、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、障がいの種別を問わない総合的な相談業務及び権利擁護に関する支援を実施し、地域の実情に応じた業務を行います。
市町村相談支援機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

◆実績と見込量

サービス名称		単位	実績			見込量		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
地域自立支援協議会		開催回数	2	0	3	2	2	2
相談支援事業	障害者相談支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
	基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有
	市町村相談支援機能強化事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業		実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

◆確保方策

障がい者、家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行います。各種窓口で受け付けた相談について、関係部署や相談支援事業所と連携を図りながら、情報を共有して対応します。

また、地域自立支援協議会などと連携を図りながら、虐待が発生した場合の対応システムの整備を進めます。

指定特定相談支援事業所を窓口とした、基幹相談支援センターにおいて引き続き相談支援事業を進めます。

（４）成年後見制度利用支援事業

障がいにより、障がい福祉サービスの利用において成年後見制度を利用することが必要であると認められる知的障がいまたは精神障がいのある人に、成年後見制度の利用を支援し、利用の促進に努めます。

◆実績と見込量 (※年間合計を 12 で除した 1 か月当たりの利用量)

サービス名称	単位	実績			見込量		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
成年後見制度利用支援事業	人分	2	2	2	4	4	4

（５）成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するため、村内外の社会福祉協議会や成年後見支援センターと連携を図りながら構築していきます。

◆実績と見込量

サービス名称	単位	実績			見込量		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

（６）意思疎通支援事業

聴覚、音声機能、言語機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある人、またはそうした方と意思疎通を行う必要のある人に対して、意思疎通の円滑化を図ります。

◆実績と見込量 (※年間合計を 12 で除した 1 か月当たりの利用量)

サービス名称	単位	実績			見込量		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人分	2	2	2	2	2	2
手話通訳者設置事業	人分	0	0	0	0	0	0

（７）日常生活用具給付事業

障がいのある人や児童に、状況に応じた必要な日常生活用具（介護・訓練、自立生活、在宅療育等、情報・意思疎通、排泄管理、居住生活動作補助を支援する用具）を給付しています。

ニーズに応じた適切な用具の給付に努めるとともに、関係部署や相談支援事業所などと連携を図りながら、利用の促進に努めます。また、支給対象品目や耐用年数、給付基準額は、必要に応じて見直します。

◆実績と見込量

（※年間合計を 12 で除した 1 か月当たりの利用量）

サービス名称	単位	実績			見込量		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護・訓練支援用具	件	0	1	0	1	1	1
自立生活支援用具	件	1	2	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	0	2	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件	1	0	0	0	0	0
排泄管理支援用具	件	6	8	8	7	7	7
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	0	0	0	0	0	0

（８）手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修について、ニーズの把握に努めるとともに、必要に応じて実施を検討します。

◆実績と見込量

（※年間合計を 12 で除した 1 か月当たりの利用量）

サービス名称	単位	実績			見込量		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
手話奉仕員養成研修事業	人分	0	0	0	0	0	0

（９）移動支援事業

移動が困難な障がいのある人や児童へ、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援します。

村外の障がい福祉サービス事業所やサービス提供の機会が増加するのに伴い、移動支援のニーズも増加すると考えられるため、村内外のサービス実施事業者へ新たなサービス提供の働きかけを行っていき、サービスの確保に努めます。

◆実績と見込量 (※年間合計を12で除した1か月当たりの利用量)

サービス名称	単位	実績			見込量		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
移動支援事業	人分	2	4	4	5	5	5
	時間分	2	6	6	10	10	10

（10）地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、障がいのある人等に向けて、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を供与します。現在村内には国の指定基準を満たす施設はありませんが、村の社会福祉事業において、本来地域活動支援センターで実施されるべき事業に取り組んでいます。今後、新たな福祉施設建設後においては、同施設内において地域活動支援センター事業の実施を検討していきます。

◆実績と見込量 (※年間合計を12で除した1か月当たりの利用量)

サービス名称	単位	実績			見込量		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
地域活動支援センター事業(村内所在)	箇所	0	0	0	0	1	1
	人	0	0	0	0	1	1
地域活動支援センター事業(村外所在)	箇所	2	2	2	2	2	2
	人	2	2	2	3	3	3

(11) その他の地域生活支援事業（任意事業）

サービス名称	内容
① 訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスの提供を実施します。
② 日中一時支援事業	家族の就労支援や一時的な休息を目的とし、障がい児・者の日中における活動の場を確保します。
③ 社会活動促進事業	自動車運転免許の取得や改造にかかる経費の一部を助成するなど、障がい者への社会参加を促進する事業を実施します。

◆実績と見込量

(※年間合計を12で除した1か月当たりの利用量)

サービス名称		単位	実績			見込量		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
訪問入浴サービス事業		回	1	1	1	1	1	1
日中一時支援事業		人分	7	7	8	8	8	8
社会活動促進事業	自動車運転免許取得費	人分	0	0	0	0	0	0
	自動車運転免許取得・改造助成事業	人分	1	0	0	0	0	0

◆確保方策

従来事業を継続することにより、ニーズへの対応と着実な実施を図りつつ、事業の一層の充実に努めます。

◎村が実施する任意事業

- ・訪問入浴サービス事業
- ・自動車運転免許取得・改造助成事業
- ・日中一時支援事業

第6章 第3期障がい児福祉計画

1. 計画の概要

第3期障がい児福祉計画は、障がいのある児童への支援を適切に提供するため、サービスの見込み等の数値目標を示す計画です。障がい福祉計画と同じく、基本指針に即した上で、令和6～8年度の3年間の障がい福祉サービスの見込み量を算出し、その確保に向けた方策を定めます。

■基本指針におけるポイント

●●主なポイント●●
○ 障がい児の健やかな育成のための発達支援 地域支援体制の構築、保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援等
●●成果目標に関する事項●●
○ 障がい児支援の提供体制の整備等（継続） 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
○ 児童発達支援センター及び保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築

（1）数値目標の設定について

第3期障がい児福祉計画は、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と、その達成にむけて定期的な状況の把握を行う指標（活動指標）を設定します。

〔成果目標〕	〔活動指標〕
障がい児支援の提供体制の整備等 ○児童発達支援センターの設置 ○保育所等訪問支援を利用できる体制を構築 ○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 ○保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置とコーディネーターの配置	○児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数 ○保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○障がい児相談支援の利用児童数 ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

2. 令和8年度の成果目標

本村における令和8年度の成果目標は以下の通りです。

障がい児支援の提供体制の整備等《継続》

基本指針の成果目標

- ◆児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実・児童発達支援センターを設置（圏域設置も可能）・保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- ◆医療的ニーズへの対応
 - ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーター1名を配置

本村の成果目標

- ◆児童発達支援センター及び保育園等訪問支援事業の維持及び体制強化に対して協議、連携する。
- ◆医療的ケア児の支援に関する関係機関の連携体制として、麻績村子育て支援連携協議会において保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図る。

3. サービスごとの利用実績・見込み量と確保策

障がいのある児童を支援するためのサービスについて、令和3～5年度（令和5年度は見込み）のサービス種類ごとの実績と令和6～8年度の見込み量（活動指標）は以下の通りです。

サービス名称	内容
①児童発達支援	未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。
②放課後等デイサービス	就学児に対し、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などを行います。
③保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
④居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の理由で、障害児通所支援を利用するために外出することが難しい障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
⑤障がい児相談支援	サービスを利用する障がい児に、障害児支援利用計画の作成、サービス等の利用状況の検証、計画の見直し、サービス事業者等との連絡調整を行います。
◆医療的ケア児に対するコーディネーター	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、提供につなげる必要があります。そのため、協議の場に参画し地域の課題整理や地域資源の開発等を行いながら地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを圏域内で養成・配置します。

◆実績と見込量

(※年間合計を12で除した1か月当たりの利用量)

サービス名称	単位	実績			見込量		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人日分	13	14		21	21	21
	人	3	2	5	3	3	3
放課後等 デイサービス	人日分	9	7	3	7	7	7
	人	3	1	1	1	1	1
保育所等訪問 支援	人日分	1	1	1	1	1	1
	人	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0	4
	人	0	0	0	0	0	1
福祉型児童入所 支援	人	0	0	0	0	0	0
医療型児童入所 支援	人	0	1	1	1	1	1
障害児相談 支援	人	1	2	3	3	3	3
◆医療的ケア児 に対するコーディネーター	人	0	0	0	1	1	1

◆確保方策

日々成長する児童に合わせたサービスの提供を行うため、現在提供のないサービスについては、村外のサービス事業と連携し、サービスの確保に努め、適切に提供されるよう働きかけます。

医療的ケアが必要な児童への支援を行うため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図ります。また、医療的ケア児コーディネーターの圏域設置に努めます。

第7章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

本計画の基本理念や基本目標の実現に向けた各施策の着実な推進を図るためには、障がいのある人、家族、地域住民、社会福祉法人、関係団体、企業、行政がそれぞれの役割を明確にし、取り組んでいくことが必要です。

（１）庁内の連携

福祉・保健・医療・教育・雇用・まちづくりなど、幅広い分野にわたる障がい者施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の関係部署との連携をより一層強化し、計画の推進を図ります。

また、村職員に対して研修を実施し、障がい者福祉に関する知識や意識を高め、障がい者施策を実施する職員としての資質を向上します。

（２）関係機関・団体との連携

本計画を推進していくにあたり、関係機関や団体、障がい者などと連携を図りながら、総合的に取り組みます。

その中で、障がい者を支えるネットワークの核となる松本障害保健福祉圏域自立支援協議会において村単独では解決困難な事案の広域的視点による検討、基幹相談支援センターによる中立・公平な相談支援事業の実施や隣接村とその関係機関との連携強化、社会資源の開発・改善、本計画の推進に必要な事項の検討及び着実な進行管理に努めます。

（３）障がい保健福祉圏域における連携

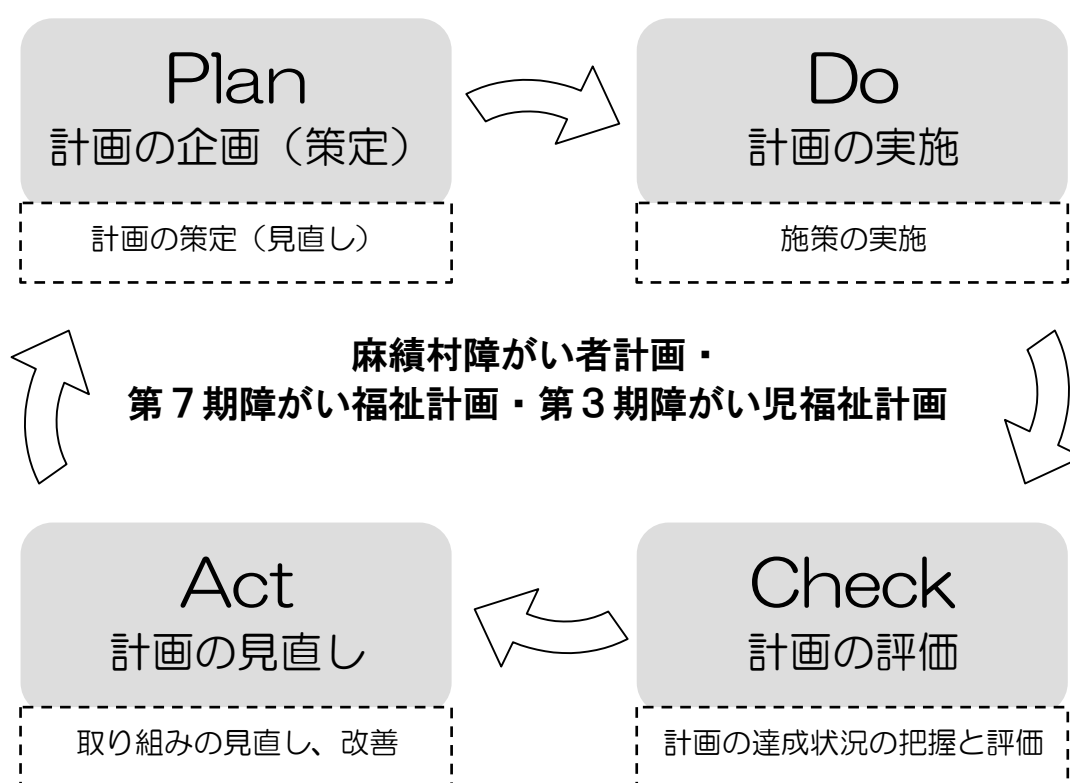
必要な障がい福祉サービス量の確保及びより効果的な事業展開のため、松本圏域内で連携を図り、サービス供給や支援体制の充実を図ります。

2. 進管理

本計画の施策やサービスの実効性を高めるため、計画の評価・見直しを行い、施策の進捗状況や数値目標などの評価を行います。

また、障がい福祉計画については、国の基本指針に即して、計画期間の各年度におけるサービス見込み量のほか、令和8年度末の目標値の達成状況をPDCAサイクルに基づいて点検・評価し、障がいのある人のニーズや社会経済状況などの変化を踏まえ、計画を見直します。

■PDCAサイクルのイメージ



--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

参 考 資 料

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1. 策定の経緯

2. 麻績村障害者計画等策定委員名簿